

国立国会図書館月報

稀本あれこれ-465- J.H.S.フォルメイ 『少数でより抜きの蔵書を作るための助言』(1750)	
図書館-知識情報社会の原動力 世界図書館情報会議 -第72回国際図書館連盟(IFLA)大会 その1「アジアにおける資料保存」プレコンファレンス等	・ 1
IFLA ソウル大会プレコンファレンス 「アジアにおける資料保存」	・ 2
サテライトミーティング 「デジタル時代のリソース・シェアリング、レファレンス、 蔵書構築-実践的アプローチ」	=北川 知子 ・ 8
アジア・オセアニア分科会サテライトミーティング 「21世紀の東アジア学術情報」	=石川 武敏 ・ 9
IFLA ソウル大会プロフェッショナルツアー	・ 10
米国地図図書館訪問記	=津田 深雪 ・ 14
平成18年度資料電子化研修	・ 18

館内スコープ 人事交流編	・ 11
NDL news	・ 12
本屋にない本	・ 19
月例報告	・ 20
国立国会図書館の編集・刊行物	・ 31
遠客近客	・ 31
関西館の資料紹介 (1)	・ 40

<お知らせ>	
NACSIS-ILL 経由・総合目録ネットワーク経由の複写・ 貸出しの申込中止について	・ 33
関西館小展示「人をサポートするロボット-医療・福祉用 ロボット-」開催	・ 34
特別展示「旧帝国図書館建築100周年記念展示会」	・ 34
年末年始のサービス休止について	・ 35

11

2006

No. 548

国立国会図書館利用案内

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館日 月曜日から土曜日

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（35頁参照）、資料整理
休館日（第3水曜日）

所蔵資料 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

<東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料

<関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

----- 東京本館のサービス時間 -----

開館時間 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。

資料請求時間 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00

※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。

即日複写受付 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00

後日複写受付 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

オンライン複写受付 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

----- 関西館のサービス時間 -----

開館時間 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00

資料請求時間 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45

セルフ複写受付 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

稀本ありこれ

(465)

J.H.S. フォルメイ
『少数でより抜きの蔵書を作るための助言』(1750)



AVANT-PROPOS.

図1 A 4 [i.e.B 4] r (部分)

DU
MOYEN DE DRESSER
UNE
BIBLIOTHEQUE
D'UNE CENTAINE DE LIVRES
SEULEMENT.

MON TRÈS R. P.

obliger lors qu'ils y ont recours, s'y trouve avec la leur, *bonum quo communius eo melius*. Et veritablement si nous luttons la charité de quelques bonnes perfonnes qui font provision & distribuent par les villes des remèdes à beaucoup d'infirmitez corporelles; quelle estime ne devons nous point faire de ceux qui ont de felles boutiques, & si bien garnies, de feurs & veritables remèdes contre toutes les maladies de l'esprit. Ce qui me fait souvenir de la belle infcription que ce grand Roy d'Egy-

図2 A 5^v-A 6^r (部分)

78

TABLE
DES LIVRES ET DES AUTEURS
INDIQUES DANS CET
OUVRAGE.

*Ecriture Sainte, Theologie & Hiftoire
Ecclesiastique.*

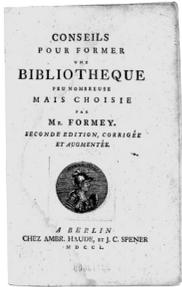
79

TABLE DES LIVRES

Seck, Défente de la foi Chrétienne.	Fra Paolo, Hist. du Concile de Trente.
Ditron, la Rel. Chrét. démontrée par la Réurrection de N. S.	Lenfant Hist. du Conc. de Constance
Les Témoin de la Réurrection.	- de Pife
Hiftoire Ecclesiastique de Fleury.	- de la Guerre des Hufes
Mémoires pour l'Hift. Eccl. par Tillémon.	Benifiore, Hist. de la Réformation, sous presse.
Dupin N. Bibliothéque des Aut. Ecclesiast.	Barnet, Réformation. de Suiffe
	La Croix, Christianisme des Indes

図3 G 6^v-G 7^r (部分)

J. H. S. フォルメイ
『少数でより抜きの蔵書を作るため
の助言』(1750)



ヨーロッパ18世紀は啓蒙の世紀と呼ばれる。書物は専門家だけのものではなく、あらゆる人が読むべきものとして出版されるようになっていた。ドイツの出版点数は17世紀後半から伸びて来ており、本書が出版された18世紀半ばにはヨーロッパ第1位となっている。本書はベルリンの博学な知識人 J. H. S. フォルメイが、充実した個人蔵書を作るにはどんな本を選べばよいかを述べたものである。1746年に初版が刊行され、本書は第2版である。1755年には第3版、1764年には第5版と、相次いで改訂増補がなされている。

良書の選択については前世紀に La Mothe le Vayer (1629-64) が書簡として発表したものがあり、フォルメイはそれをまず再録している(前頁図2)。本文は啓蒙を象徴する寓意的銅版画(前頁図1)の付けられた序文から始まり、神学、哲学、文学など12章に分けて、各主題の良書を紹介している。全体で630点ほどの著作が選ばれており、やはり詩、道徳・趣味の本が多い。雑誌にも1章を割いており、19点の雑誌が選ばれている。また、巻末には索引が付けられている(前頁図3)。

著者フォルメイはベルリン生まれのフランス人で、同地のフランス学院で哲学教授を務めていたが、1744年にベルリン科学アカデミーが創られる(ライプニッツ^{セクレタリー}の創った科学協会を基に改組)と、その会員となり、1748年以後事務局長を務めた。長寿であった彼には多数の著作があり、有名なディドロ・ダランベール『百科全書』にも20項目を寄稿している。また子ども向け百科全書 *Abregé de toutes les sciences*… も有名で、版を重ねている。*Principes élémentaires des belles-lettres* (1763) では印刷術の歴史についての記述もあり、同書は Google Books で全文が閲覧できる。

本書の出版者 Haude & Spener は1723年に Ambrosius Haude (1690-1748) が開業、*Journal de Berlin* などの雑誌やベルリン科学アカデミーの刊行物など多数の学術書を出版した。Haude & Spenersche Verlagsbuchhandlung の名で今日も出版活動を続けている。

おりた ひろはる
(折田 洋晴)

Formey, Jean Henri Samuel (1711-1797)
*Conseils pour former une bibliothèque:
peu nombreuse mais choisie.* 2. éd.
corr. et augm. Berlin : A. Haude et
J.C. Spener, 1750. 1v.

〈請求記号UP47-A9〉

図書館 — 知識情報社会の原動力

世界図書館情報会議 — 第72回国際図書館連盟 (IFLA) 大会

その1 「アジアにおける資料保存」プレコンファレンス等

八月二〇日から二四日まで、韓国ソウルで、「世界図書館情報会議」第七二回国際図書館連盟 (IFLA) 大会」が開催された。IFLA大会終了後一〇月に刊行されたIFLAエクスプレス第八号によると、一二四か国から三、〇〇〇名近くの全日程参加者があったということである。隣国での開催ということもあり、当館からも代表団一八名を派遣、ペーパー発表等を行った。また日本図書館協会、国立情報学研究所、科学技術振興機構と並んで展示ブースを出展、資料保存と電子図書館をテーマに当館の活動について広報を行った。このIFLA本大会の模様については一二月号で詳しく紹介する予定である。

ソウルにおける本大会に先立ち、八月一六日、一七日に当館東京本館においてプレコンファレンス「アジアにおける資料保存」が開催された。IFLA関係分科会等および当館との共催によるもので、当館は事務局として同プレコンファレンスの企画・運営にあたった。アジアにおける文書遺産の保存ということで図書館関係者のみならず、この分野を代表する国際的な講演者を迎え、様々な立場から示唆に富む発表、質疑応答が行われた。会議前の見学会その他の交流の場を含め、今回のプレコンファレンスは意見・情報交換の好機となったようである。本号ではこのプレコンファレンスの模様を中心に紹介したい。

なお、今回のIFLA大会前にはソウルを中心に他にもいくつかプレコンファレンス、サテライトミーティングが開催された。当館からも「デジタル時代のリソース・シェアリング、レファレンス、蔵書構築—実践的アプローチ」(韓国国立子ども青少年図書館(ソウル)、八月一六日から一八日)、「二一世紀の東アジア学術情報」(延世大学(ソウル)、八月一八日)等に参加し、ペーパー発表を行った。

また、八月二七日と二八日には当館と日本図書館協会が主催して、IFLA大会に関連してプロフェッショナルツアーを開催、子どもへの図書サービスを行っている図書館等を訪問した。以上についても本号で紹介する。

IFLAソウル大会プレコンファレンス

「アジアにおける資料保存」

会場風景

プレコンファレンスは、平成一八年八月一六、一七の両日、当館（東京本館）の新館講堂において開催された。アジアを含む世界各国の資料保存の専門家による講演を通じて、危機的な状況にあるアジアにおける資料保存の実態を把握し、保存ニーズを明確にして、保存協力のあり方について広く関心を喚起する、というのが開催の趣旨である。

この会議はIFLA資料保存分科会、同アジア・オセアニア分科会、IFLA/PACコア活動および国立国会図書館の四者の共催で、企画・運営は国立国会図書館が担当した。一六日は「アジアにおける資料保存の諸問題」というテーマで四つの講演および質疑応答が、また、一七日は「アジアにおける文書遺産のマイクロ化・電子化」というテーマで三つの講演および質疑応答が行われた。一六日は二〇四名、一七日は一九三名の参加者を得たが、そのうち各五四名、五二名は国外からの参加者であった。また、一六日午前中に行われた新館書庫および資料保存課の見学会には三四名が参加した。

なお、会場前ホワイエにおいて、当館の資料保存活動を紹介したパネルと日本図書館協会資料保存委員会作製のパネルの展示を行い、好評を博した。

一 セッション一 目録

アジアにおける資料保存の諸問題

ナンシー・ゲイン IFLA 資料保存分科会委員長（スミソニアン協会図書館長）の開会あいさつの後に次の講演があった。

■ 「東南アジアにおける資料保存教育」

ジョン・ディーン氏

（元コーネル大学図書館資料保存部長）

略歴

英国で製本技術を学んだ後、一九六九年に渡米し、コーネル大学をはじめとするいくつかの大学図書館等の資料保存プログラムを策定するとともに、その指導に当たってきた。また、メリーランド大学他で教鞭を執る一方、東南アジア・中近東地域向けのオンラインによる資料保存研修教材を作成するなど、同地域における資料保存活動の普及・推進にも尽力してきた。

現在、世界はデジタルテクノロジーの時代に差しかかり、



資料保存の分野でもやり方を変えることを学ばなければならなくなってきた。特に東南アジアにおいては、マイクロフィルムの保管環境の不備からフィルムの劣化が進行したこともあり、従来最良の方法と見なされてきたマイクロフィルムによる保存が見直され、デジタル保存の方向に進みつつある。

ここ二〇年間、主に東南アジアを拠点に活動してきたが、東南アジアに総合的な保存プログラムはほとんど存在しない。そうした東南アジアの図書館や文書館の状況を改善するためには、保存管理のための教育と訓練が必要であり、それを効果的に行うには、その前提として幅広い知識の習得が必要である。

また言語および継続性の観点から、教育と訓練は地元で実施する方がより効果的であり、東南アジア地域に保存センターを設立し、外国機関の融資による短期的なプロジェクトから地元主導による長期的なプログラムに移行することにより、各国の資料保存に対する意識をかん養していくことが大切である。そのためには大規模な資金調達と組織化が必要であるが、それは決して不可能なことではない。

■「東南アジアにおける保存活動・保存協力の諸問題とその未来」

ルジャヤ・アバコーン氏（元チェンマイ大学教授）

略歴

一九七〇年から七三年まではタマサート大学で、そ

の後二〇〇四年まではチェンマイ大学で歴史学を講じた。また、世界の記憶プログラムのタイ国内委員会メンバーとしてユネスコの活動にも係わりとともに、東南アジアにおける資料の利用と保存活動の積極的な促進を目的に設立された「資料のアクセスと保存のための東南アジアコンソーシアム（SEACAP）」の委員長を務める等、幅広く活動している。

東南アジアの中の主にメコン流域諸国における資料保存活動の状況について言えば、一九八〇年代から九〇年代の外国主導によるマイクロ化ブームは二〇〇〇年以降終焉したが、その後、伝統的な手稿・写本の保存修復活動が、特にこの地域においては行き詰まってしまっているように見える。その理由としては次の四つが挙げられる。第一に、海外の援助による保存協力活動を政府が引き継ぐことができなかったこと、第二に、最善の保存方法がひとつにまらず混乱していること、第三に、地域の保存修復専門家同士の協力が欠如していること、第四に、政府・地方機関等が経済政策を優先し、文化遺産保護を軽視し続けていること。こうした結果として、特に地方の各種資料所蔵機関においては、手稿・写本が日常的に損傷・亡失の危険にさらされている。

このような状況を改善して予防的資料保存活動を促進し、東南アジアの保存修復における共通の技術的アプローチや優れた実践例・知見に関する情報等を普及させるためには、

諸外国の東南アジアにおける保存プロジェクト等を通じて国際的な協力関係を維持していく一方で、東南アジア各国が自国の文献について主体的に保存活動に取り組む姿勢を強め、地元主義を復興していく必要がある。

■「アジアの紙資料とパームリーフ

〇・P・アグラワル氏

(貝多羅葉)の修復」■

略歴

一九七六年にインド政府によって設立された国立文化財保存研究所の生みの親であり、前所長を務めた。また、国内および国外のいくつかの専門家協会・団体等とも深い係わりを持ち、インド博物館協会の会長を二期務めると共に、南アジア・東南アジア地域の多くの国々を、コンサルタントとして訪問してきた。

アジアの多くの国々にはパームリーフをはじめとする手稿・写本類が数多く存在し、図書館・文書館・博物館のみならず、寺院



プレコンフェレンス講師

前列右から
アグラワル氏
バリラ氏
グイン氏
齋藤

後列右から
李氏
ディーン氏
ウェブ氏
アバコーン氏

や個人が所蔵しているものも多い。一方で修復専門家と修復施設が不足しており、修復に対する認識や修復のための教育もきわめて不十分な状態である。こうした結果として、手稿・写本類は、ときには直すこともできないほど破損し劣化してしまうことになる。

私が会長を務めるインド文化財保存機関協議会は、誰もが参加しやすいように研修対象者別に時間帯・内容・場所等を設定し、予防的保存対策についての短期間ワークショップを幾度も開催して成果を上げている。また国内一〇か所に修復センターを持ち、手稿・写本類の修復や研修に携わっている。インド文化省も全インドの手稿・写本類の調査・目録作成、保存を目的とするプロジェクトを立ち上げ、二八の修復センターを設置し専門家養成コース開設した。同様の問題を抱えるアジア各国は、適切なアクションプランを策定し保存対策を実施していく必要があるが、その際留意しなければならないのは、理解や対処することが困難な高度な対策ではなく、平易な対策を立てるようにすることである。

■「ネパールにおける保存協力 研修からパームリーフ資料の電子化まで」■

齋藤友紀子（IFLA/PACアジア

地域センター長、当館収集部司書監）

ネパールにおける日本の保存協力活動の例として、IFLA/PACアジア地域センターによる保存協力プログラムとアジア文化財保存修復会が取り組んでいる三か年のプロジェクトがある。前者はネパール国立図書館を中心に実施された予防的保存対策に焦点を当てた研修事業であり、後者はアサ古文書館所蔵の泥封印付巻物型パームリーフ写本の修復保存とデジタル化の事業で、管理者よりも実務者向けの研修に力点を置いている。

文書遺産の保存は、短期的な支援によって成し遂げられるものではなく、地元での長期にわたる取り組みが必要であり、その地域における人材育成が不可欠である。そのため両プロジェクト共、その地域に適した手段・方法を現地の人々と共に検討していくことに特に注意を払った。

近年、資料保存分野においては様々な活動が展開されているが、そうした中でとりわけ強く求められるのはそれらを調整する機能であり、PAC地域センターが各国の国立図書館と連携協力しつつ、情報センターとしてその役割を担っていくべきである。

（この講演ペーパーは、「アジア文化財保存修復会」と共同で執筆したものである。同会は、二〇〇三年に紙資料の保存修復家を中心に結成された民間ボランティア団体で、危機的な状況下にあるアジアの文化財の保存修復援助に積極的に取り組んでいる。）

二 セッション二日目

アジアにおける文書遺産のマイクロ化・電子化

■ IFLA/PACコア活動

クリスチャン・バリラ氏（IFLA/PAC国際

センター長、フランス国立図書館）

略歴

フランスのサント＝ジュヌヴィエヴ図書館を経て、考古学の研究機関として有名なローマのエコールフランスーズ等の図書館長を務め、今年三月、IFLA/PAC国際センター長に就任した。欧州研究図書館連合（LIBER）のメンバーでもある。

IFLA/PACは、他のコア活動と異なり、分散方式をとっており、パリの国際センターと一二の地域センターはネットワークで結ばれ、世界中を網羅するかたちで運営されている。現在、アジアには三つの地域センターがあるが、これに加えてタイにパームリーフ写本の保存修復を目的としたセンターを設置する動きがあり、その実現を希望している。

文書遺産が危機的状況下にあるのはアジアに限ったことではなく、あらゆるところに危機がある。これを改善するには資金の調達が不可欠で、二〇〇二年に設立された諮問委員会が各地域センターの評価を実施し、必要に応じて財務支援等を誘致していくことになるだろう。

さらに、すべてのセンターに共通の大きな問題は、情報交換・コミュニケーションの問題である。言語の違いという高い壁はあるが、刊行物等を通じてより多くのニュースや情報を発信し、災害対策やデジタル化にも取り組んでいく考えである。

■「中国における新聞のマイクロ化・電子化」■

李春明氏（中国国家図書館逐次刊行物部主任補佐）

略歴

一九八七年に中国国家図書館に入館。一九九五年には電子情報サービスセンター長となり、デジタル情報の収集と提供に携わってきた。二〇〇三年には、ウェブ情報の収集保存実験チームのメンバーとしてデジタル情報保存の実験研究を始め、中国政府が運営するウェブサイト等の収集・保存で成果をあげた。

新聞は歴史研究の重要な参考資料として研究者から常に高い注目を集めているにもかかわらず、一部の新聞の稀少性と印刷用紙の耐久性の問題から、図書館や資料収集機関にとってその長期保存と利用は常に課題となってきた。

中国では、国家図書館内に「中国図書館資源国家マイクロセンター」を設立し、中国主要機関所蔵新聞のマイクロ化を推進しているが、一方では新聞のデジタル化も盛んになってきている。マイクロ化は長期保存に優れ安価であり、

デジタル化は保存が難しく高価であるが利用に適しているため、用途に合わせた使い分けが必要である。その上で、デジタル図書館時代には、先端技術を駆使して長期的アクセスのニーズが充たせるようにすべきであり、そのためには、国としての資料保存政策を策定し、他国との協力関係も維持しながら、あらゆるレベルの関係者の積極的参加を求めていかなければならない。

■「資料保存における媒体変換の役割 今日、明日、そしてその先」■

てその先」■

コリン・ウェブ氏

（IFLA/PACCオセアニア・東南アジア地域センター長、オーストラリア国立図書館保存サービス部長）

略歴

一九七〇年代後半に製本および紙媒体資料の保存修復技術を学んだ後、オーストラリア国立公文書館に一年間勤務した。その後、一九九三年にオーストラリア国立図書館へ移り、一九九〇年代半ばに同館のデジタル保存計画策定の責任者を務めた。二〇〇二年にはユネスコに出向し、デジタル遺産保存のためのガイドライン作成等にも参画した。

オーストラリアでは、時間と空間を超えて資料へのアクセスを保証するための手段として、マイクロ化とデジタル

化のどちらを選択すべきかが社会的な関心事となっている。デジタル化も媒体変換の四つの基準（原本に対する忠実性、原本への非破壊性、長期的保存、再生可能性）を理論的には充たしているが、マイクロ化に比べて費用がかさむ。一方、四〇年間優位を保っていたマイクロ化も、もはや最良の方法とはいえず、需要の低下により近い将来必要機材の維持管理ができなくなる可能性がある。

マイクロ化かデジタル化かの選択は、現在と将来に起こりうるシナリオを比較し、媒体変換が保存のために機能するには何が必要かを各機関がそれぞれの状況にあわせて十分考えた上で、適切に判断していくべきである。オーストラリア国立図書館では、デジタル化によって保存のための媒体変換の目的が充たされると判断し、今後新たなマイクロフィルム作製は行わない道を選んだ。

■ 質疑応答 ■

一六、一七両日共、セッションの最後に質疑応答を行った。コリン・ウェブ氏からジョン・デイン氏に対して地域保存センター設立に対する地元の東南アジアでの関心はどうか、という質問があったのをはじめとして、手稿・写本類の保存は地域レベルで行うべきか中央センターが一括して行うべきか、資料のデジタル化の方法としてはスキャンングとデジタルカメラ撮影のどちらが適当か、パームリーフ写本の内容と保存の仕方について、資料保存・デジタル

化と政府・政治家等への働きかけの必要性について等の問題をめぐり、講師と聴講者の間で活発な意見交換が行われた。

最後に、国立国会図書館収集部の内海啓也部長が閉会のあいさつを述べて、二日間にわたる会議を終了した。

なお、この会議の講演ペーパーは、当館英文ホームページに掲載している。

(<http://www.ndl.go.jp/en/iflapac/index.html>)

(文責 国立国会図書館収集部資料保存課長 井坂 清信)



展示風景



見学風景

「デジタル時代のリソース・シェアリング、レファレンス、蔵書構築―実践的アプローチ」

北川 知子

八月一六日から一八日まで、韓国国立子ども青少年図書館において、IFLA収集・蔵書構築、ドキュメントデリバリーと相互貸借、レファレンス・情報サービスの三分科会合同サテライトミーティングが開催された。

権慶相韓国国立中央図書館長の歓迎あいさつ、李斗榮韓国中央大学名誉教授による基調講演に続いて、分科会ごとのセッションが行われた。

最初の「電子情報のマネジメント」セッションでは、電子情報の選定やライセンス契約をめぐる問題、担当者に求められるスキル、必要な統計項目などについて報告が行われた。電子情報の収集には、主題に関する知識だけではなく、技術面での知識や交渉能力が欠かせないこと、契約締結後も利用者への広報など、紙媒体の収集とは異なる業務が多々あることなどの指摘があった。当館でも、東京本館で新しい電子情報提供サービスの準備を行っており、参考になる点が多かった。

次の「資源共有とドキュメントデリバリー」セッションでは、蔵書検索システムと貸出しを連動させ、積極的に貸出サービスを行っている韓国の公共図書館の事例報告や韓国科学技術情報院における電子情報提供サービスの現状と問題点の報告、レファレンス・サービスとの接点をめぐる報告などが行われた。昨今では、利用者自身がインターネッ

ト上の検索ツールを駆使して、資料の所在を知る場合が多い。したがって、レファレンス・ライブラリアンは、利用者が求める資料や情報の具体的な入手方法、つまり、相互貸借やドキュメントデリバリー、ライセンス契約、著作権法等について、これまで以上に精通している必要があるとの指摘があった。

最後の「バーチャル・ライブリアン」セッションでは、IFLAデジタル・レファレンス・ガイドラインとその活用、大学図書館による文献情報管理ソフトウェアの提供、韓国の大学図書館におけるチャット・サービス実験などについての報告が行われた。筆者は、このセッションにおいて、当館のレファレンス協同データベース事業についての報告を行った。参加者からは、一般公開する事例の選択基準やシステムの開発主体等についての質問を受けた。また、コメント付与機能を用いた参加館の相互協力のあり方に興味を持ったという感想も寄せられた。

三分科会合同のミーティングは、今回初めての試みだったようだが、参加者からは、収集、資料提供、レファレンス・サービスという密接に関連した業務の担当者が、一堂に会して現状や問題点を議論する意義を指摘する声が強かった。

(きたがわ ともこ 主題情報部主任司書)

「二一世紀の東アジア学術情報」

石川 武敏

八月一八日(金)延世大学において、IFLAアジア・オセアニア分科会が主催し、アジア学会東アジア図書館協議会(AAS・CEAL)、韓国教育學術研究院(KERIS)、韓国図書館協会(KLA)が共催してサテライトミーティングが開催された。韓国、米国、豪州、カナダ、日本などからの七〇〜八〇名の参加者があった。

南カリフォルニア大学コリア図書館のジョイ・キム氏のあいさつ、竹内愼図書館情報大学名誉教授による基調講演「近代東アジアにおける本の道―図書館協力の端緒として」に引き続き、午前中の共通セッション「非ローマ字のデジタル化とデジタルコレクション―Eリソースのマネジメント」が行われ、資料デジタル化および電子情報のマネジメントをめぐる諸問題についてのペーパーが発表された。いずれの報告も図書館間の連携・協力が強調された。

一部の時間帯は二つのセッションに分かれて同時進行で行われた。午前のセッションは途中からA「学術情報の出版動向」とB「Eリソース、デジタルリソース」に分かれた。Bセッションにおいて、筆者は「国立国会図書館のアジア情報サービスインターネット情報を中心に」と題して、関西館開館を機に当館のアジア情報サービスが来館利用型サービスから情報発信型サービスに重点を移したこと、その実例として「アジア言語OPAC」「アジア情報機関

ダイレクトリー」「AsiaJinks(アジア関係リンク集)」等をホームページで提供していることなどを報告した。

午後の共通セッション「蔵書構築と蔵書管理」では韓国のKERISの機関レポジトリ「Dコレクション」の事例、豪州のアジアコレクション構築の事例など四本のペーパーが発表された。午後の分割セッションは「協力レファレンスサービス・情報サービス・ドキュメントデリバリー」という共通テーマで各四本のペーパーが報告された。

基調報告を含めて二五本のペーパーが一日で報告された。セッションの分割については、数多くかつ内容も盛りだくさんのペーパーが発表されたというメリットの反面、聞きたい発表が重なって聞けない、テーマが分散して統一性を欠く等の参加者からの不満もあった。筆者の発表を含めての反省であるが、二一世紀の現時点で図書館に求められる東アジア情報とは何なのかについて、いま一歩踏み込んだ発表はなかった。基調報告など一部の報告を除き、アジアという大きな視点で情報をとらえる報告はほとんどなく、各国のデジタル化状況の報告に終始した観がある。終了後の図書館見学ツアーを含め、主催者と延世大学の学生ボランティアが手作りで会議を運営した点について敬意を表したい。

(いしかわ たけとし 関西館資料部アジア情報課長)

IFLAソウル大会 プロフェッションナルツアー

八月二十七日と二十八日の二日間、プロフェッションナルツアーを実施した。これは、IFLAソウル大会に参加したIFLA子ども・ヤングアダルト図書館分科会常任委員および読書分科会常任委員のうち希望者とその関係者を対象として、子どもへのサービスをを行っている図書館等を訪問するものである。主催は国立国会図書館と日本図書館協会であり、訪問先はいずれも都内の施設であった。



国際子ども図書館でのおはなし会実演

二十七日の午前は国立国会図書館国際子ども図書館、午後は中野区にある東京子ども図書館、二八日の午前は小平市中央図書館、午後は小平市内の家庭文庫であるあかしあ文庫をそれぞれ見学し、あわせて、意見交換を行った。国際子ども図書館では職員がおはなし会の実演を行い、参加者側からも絵本「はらぺこあおむし」の英語による読み聞かせの披露があった。

参加者は四名にとどまったが、国立、公立、私立の児童サービス関連施設を訪問し、密接な交流を行うことにより、日本の児童サービスの歴史と特色がよく理解でき、充実した内容であったとの高い評価を得た。

(国際子ども図書館企画協力課)

予告

本号に引き続き、12月号では「図書館—知識情報社会の原動力—世界図書館情報会議—第72回国際図書館連盟(IFLA)大会 その2」を特集する。国立図書館長会議、各分科会等、当館代表団が参加した各種会合の様や当館も出展した展示会等について紹介する予定である。



展示ブースで説明を行う
当館職員



IFLA/PAC センター長
会議メンバー



IFLA 会場



人事交流編

衆議院調査局 財務金融調査室

「久しぶり！今どこにいるの？」
「えっとね、衆議院の調査局に出向しているの。」
調査局ねえ、議事堂の中にあるの？」
出向して一年以上がたちますが衆議院の調査局がどこにあるのか、国立国会図書館（以下NDL）の同僚でも知らない人が多いのです。調査局は衆議院第二議員会館の一階から地下一階に位置しています。第二議員

会館は、NDLから道を隔ててはす向かいの二つ目の建物です。私は衆議院調査局の財務金融調査室、略称はNDLの調査及び立法考査局の財政金融課と同じく「ザイキン」に出向しています。私は出向する直前も調査及び立法考査局のザイキンにいたので、両方の調査業務に従事する機会を得たことになりました。衆議院のザイキンも、NDLと同様に担当分野に関する国会議員からの調査依頼に対応していますが、若干所掌範囲が異なります。衆議院の各調査室はそれぞれ委員会の所管に関する事項を担当しているので、例えば財政分野では予算・決算に関する事項は除かれま

す。その分財政・金融・税制の各分野について、より国会での審議に即した情報が求められます。さらに重要な仕事のひとつとして、法案参考資料の作成があります。これはNDLにも配布されますが、各委員会では法律案や条約等が審議されるとき委員会の質疑の参考とされるものです。このため、各分野についての新鮮な情報を得るため、時には与党の調査会を傍聴したり、霞が関の各官庁（ザイキンだと財務省、国税庁、金融庁、日銀等です）等に法案に関する政府資料の提供を求めたりすることがあります。各委員会の日々の審議に出席し、審議経過の要旨をまとめることも業務要求をされることもよくあります。そんなときは、そと委員会室を抜け出し、調査室に戻って早急に資料を探してまた委員会室に戻り、議員に手渡すことになります。委員会の審議を円滑に進めるために、各調査室は委員会（主に委員会活動に対する補佐を行っています）の職員等と連携を図っています。NDLからはわずか一ブロックしか離れていないのですが、より生々しい政治の動きを感じますし、議員と接する機会はとても多いです。委員会や本会議等の日々の細かい動きは直接日常業務に関わっており、議員から直

接依頼を受けることや、議員の部屋に呼ばれて説明を求められることもしばしばあります。NDLの調査及び立法考査局は、そのバックグラウンドに長年にわたって蓄積された膨大な書庫の資料と諸外国の議会や国際機関の資料等を抱えており、衆参両院の国会議員をはじめとした国会関係者からの幅広い内容の依頼に対応しています。回答期限は数十分で答えなければならぬものもあれば、数日かけてじっくり取り組むものなど様々です。一方衆議院の調査局は、より議員の日々の立法活動に即した資料や情報提供を求められ、衆議院議員会館の真下にあるという立地上、スピーディーな対応を行っています。NDLで顔なじみの議員や秘書さんも多く見かけますし、衆議院には審議中の法案に関する細かい依頼を、NDLの調査及び立法考査局にはより専門的な論文等の資料の提供や調査報告の作成を求めるなど、二つの調査局をうまく使い分けている方も多いと思います。資料を求めている書庫の中を走り回る機会は少なくなりましたが、その分得がたい経験をさせてもらっているなあ、新議員会館の建設のための巨大クレーンを空越しに見ながら日々実感しています。（衆議院調査局財務金融調査室 調査員エム）

第三〇回国際児童図書評議会（IBBY）世界大会

第三〇回IBBY世界大会が、九月二日から二四日まで、中国のマカオにおいて「子どもの本と社会の発展」をテーマに開催された。当館からは、村山隆雄国際子ども図書館長が参加した。

同大会は、中国国際児童図書評議会（CIBBY）設立二〇周年記念を兼ねての開催であったが、今年半ばに、会場が当初予定されていた北京からマカオに変更になるという大規模な国際会議では珍しいハプニングがあった。しかし、参加者は四〇〇名に上り（日本からの参加者約五〇名）、活気ある大会となった。

会議は、「開会式」、「IBBYオナーリスト授与式」（各国で出版された児童書で、IBBYの各国支部が自国で出版された児童書を対象に選ぶ外国に紹介したい優良作品の作家、画家、翻訳家の表彰）、「基調講演」、多数の「分科会」、「ブックスタート会議」、「国際アンデルセン賞授与式」、「朝日児童図書普及賞授与式」、「総会」および「閉会式」で構成されていた。

大会初日に行われることが恒例となつて

いる二〇〇六年国際アンデルセン賞（国際子ども図書館ホームページ <http://www.kodomo.org.jp/> の資料情報サービス参照）の授与式では、作家賞を受賞したマーガレット・マーヒー氏（ニュージーランド）の表彰と受賞あいさつがあった。マーヒー氏は、早口で語りを披露し、会場が大いに盛り上がった。画家賞を受賞したヴォルフ・エアルブルッフ氏（ドイツ）は欠席であったが、自分のプロフィールと影絵というユニークな組み合わせによる映像で受賞の喜びを述べた。

朝日児童図書普及賞は、馬や駱駝等が本を運んで子どもたちに読書機会を提供するモングルの移動図書館プロジェクトとポーランドのABC21財団が進める全国規模での子どもたちへの読み聞かせ活動が受賞した。

「児童書—社会のイメージまたは変化を写す鏡」をテーマとする基調講演では、IBBY前会長の島多代氏が、古今東西の絵本の画像を示しながら「時間と空間を越える芸術としての絵本」と題する発表を行った。同氏は、例示した画像の一部を国際子ども図書館のホームページの「絵本ギャラリー」で見ることが



国際アンデルセン賞授賞式

できると紹介し、講演を締めくくった。同氏の講演は専門性に裏付けられたとても格調の高い講演であった。分科会では、日本からの報告が多くあったが、日本国際児童図書評議会（JIBBY）会長の松居直氏が「絵本博物館」と題して、絵本の原画保存の重要性について発表した。発表後、原画を購入するのか、寄贈を受けるのかという質問があり、ちひろ美術館の松本猛氏やイスラエル博物館のヌリト・シロコーエン氏から自館の収集についてコメントがあった。

総会では、次回二〇〇八年の開催地コペンハーゲンへの引継ぎが行われ、また、二〇一〇年のサンチャゴ、二〇一二年のロンドンの開催が発表された。

韓国国立中央図書館との第一〇回業務交流の終了について

九月一九日から二六日まで、当館代表団がソウルの韓国国立中央図書館を訪問し、第一〇回日韓業務交流を行った。今回の代表団は山田敏之主題情報部政・治史料課長を团长とし、堀純子主題情報部参考企画課課長補佐、吉間仁子関西館事業部図書館協力課協力ネットワーク係長の計三名である。業務交流は、テーマを「電子情報化時代のレファレンスサービス」として、当館からは「国立国会図書館この一年の動向」と題する基調報告と、「インターネットで発信する国立国会図書館のレファレンス情報」および「レファレンス協同データベース事業について」の二件のテーマ報告、韓国側からは「図書館の情報競争力の向上のため」の国立図書館の役割の確立」と題する基調報告と、「国立中央図書館の新しい挑戦」デジタルレファレンスサービスから協力型デジタルレファレンスサービスへの一件のテーマ報告が行われた。

また、代表団は、国立中央図書館の国立子ども青少年図書館でも意見交換したほか、国会図書館、仁荷大学校静石学術情報館、

韓国科学技術情報研究院を視察した。詳細な記録は本誌来年一月号に掲載する予定である。

第三一回ISSNセンター長会議

九月二六日から二八日まで、ストックホルム(スウェーデン)で、標記の会議が開催された。四二の国と機関から五二名の参加があり、当館から倉光典子書誌部主任司書が出席した。

おもな議題は、前回に引き続きISSNの改訂、ISSN改訂を見据えたISSNマニュアルの改訂、二〇〇六年から五年間のISSNネットワークの戦略プランであった。来年は、ブエノスアイレス(アルゼンチン)で開催される。

日本資料専門家欧州会議(EAJRS)第一七回年次大会

九月二七日から三〇日まで、ヴェネチア(イタリア)で、標記の大会が開催された。参加し、当館から胡籠子書誌部逐次刊行物課課長補佐が出席した。

大会では四日間で日本関係資料に関わる計二七のテーマにわたる発表が行われた。研究者からは、近代文学や人物交流等のテーマに關して、研究機関からは、最新のプロジェクトや書誌情報の発信や特色のある所蔵コレクションの紹介など幅広い発表が行われた。当館からは、「NDLにおける書誌情報の提供―電子図書館計画の進展の中で―」と題して、NDL IOPACによる書誌情報の変遷と電子図書館計画の中での一次情報の提供状況およびデジタルアーカイブポータルについてデモンストレーションにより紹介を行った。また、チニ財団の図書館等の見学も行われた。次回は来年九月、ローマ(イタリア)で開催される。

第547号(2006年10月)の訂正とお詫び

口絵裏 22行目
岸田吟光 → 岸田吟香
28頁 下段 9行目
A4版 → A4判
43頁 9行目
アジア言語 OAPC
→ アジア言語 OPAC
お詫びして訂正いたします。

米国地図図書館訪問記

津田 深雪

はじめに

当館地図室に勤務する筆者は、短期在外研究として、今年の一月から二月にかけて米国の地理・地図関連機関を訪問する機会を得た。欧米は日本と比べて Map Librarian-ship (地図図書館学) が早くから確立しており、中でも米国は最も早いスピードで地図の分野において進化を遂げている国のひとつである。米国議会図書館 (Library of Congress 以下LCと呼ぶ) で一〇日間地理・地図部の業務を調査した後、米国公文書館や地質調査所図書館、ニューヨーク市立図書館、UCバークレー校 (東アジア図書館および地球科学・地図図書館) などを訪れた。本稿では世界最大の地図蔵書数を誇るLCの地図図書室を紹介する。

LC地理・地図部 (Geography & Map Division)

LCは米国ワシントンDCの中心部にあり、今回訪れた地理・地図部はその中のメイソン館地下一階に、閲覧室とともに広大な書庫を持つ。そもそも地図は通常の図書と異なり、広くフラットな特注キャビネに排架されるのが普通であり、広い面積を必要とする。所蔵数は地図 (一枚も

の) 約五二〇万枚、地図帳 (アトラス) 七万五千冊、地球儀五百基、レリーフマップ三千枚、CD-ROM 一万三千枚と、当館地図室の一〇倍以上の規模である。年間受入量は地図 (二〇二、五六七枚)、地図帳 (二、四九九冊)、地球儀 (一六基)、CD-ROM 等 (二、五五二枚)、マイクロ資料 (五、三七五点) とのことである (一九九六―二〇〇四平均)。コレクションの質も高く、初めて地図上に「アメリカ」の表記が確認されたヴァルトゼーミュラーの世界図 (一五〇七年) やポルトラノ海図、プトレマイオスの世界図帳 (一四八二年)、植民地時代のアメリカの手稿地図、地図が描かれた角製火薬入れなどを所蔵している。その他、二〇〇一年に発見された二〇七枚の伊能大図や東海道分間図などの日本関係資料も有名である。今回これらの資料も直接閲覧する機会を得た。

職員数は約四〇名で、ボランティア等をあわせて五〇名強になる。チーフを筆頭に、レファレンス (六名)、デジタル化 (三名)、書誌作成 (一〇名)、コレクション管理 (一五名) の四チームと選書担当などのスペシャリスト数名で構成されている。二年前に地図作成チーム (二名) が新設されたが、そのユニークなサービスについては後述す



る。

・閲覧およびレファレンスサービス

巨大な青い地球儀（写真）を目印に扉を開けると、そこが参考図書六千冊および最新の米国内各種地図を開架した閲覧室である。利用時間は月曜から金曜の午前八時半から午後五時。白黒コピー機二台、カラーコピー機およびデジタルコピー機（オーバーサイズ対応可）各一台を設置しており、すべてセルフコピーが可能である。利用者によるデジタルカメラやパーソナルスキャナーの持込みが可能で、大型地図撮影のための可動梯子も用意されており、閲覧机も広い。コピーよりも撮影のほうが破損しやすい地図への影響が少ないのは事実である。著作権に関しては、図書館側が判断を下したうえで必ず警告をするが、その責任を負うのは利用者自身であるという考え方が徹底している。マイクロリーダー二台、インターネット接続端末一台（プリントアウト無料、ただしダウンロード不可）、GISソフトインストール済の端末一台と、機器類は充実している。閲覧室と書庫は、地図を広げたまま運搬できる大型ブックトラックがスムーズに出入りできるようになっている。

閲覧室は六名のレファレンスチームで運営され、一日二名（待機一名）でローテーション体制を組む。出納とレファレンスは一体化され、利用者に対する対応はきめ細かい。現在LCで導入しているAsk a Librarianシステムにより、ホームページから直接メールでレファレンスの依頼を

受けている。早ければ当日中、通常は三日以内で回答している。依頼数はひと月にシステム経由が一二〇件、手紙一〇件、ファクシミリ五〇件という。来室者数は一日あたり約一五から二〇人。当館の地図室は多いときは四百人以上の利用者が訪れる。両室の規模の大きさと反比例しているが、利用者のタイプ、利用資料および目的の違いによるものであろう。日々増加する地歴調査と複写への対応に追われる身を振り返り、一人の利用者にじっくり向き合い専門的なレファレンスに取り組む様子を見て、羨ましさを隠せなかった。

・収集、書誌作成および書庫管理

地理・地図部の選書方針では、アメリカに関しては手稿や古地図も含めてすべて収集対象だが、世界各国の地図は刊行物（縮尺は原則二万分の一以下）を収集するのが基本である。専任のスペシャリスト一人がカタログやアナウンスメント収集、寄贈対応および重複調査などを行う。収集の内訳は購入（一一％）、交換（九％）、政府寄託（二七％）、著作権法による納本（五％）、寄贈（一四％）、政府移管（二四％）など。資料の受入印は内訳ごとに変えてある。

LCのオンラインカタログで検索できるのは、一九六九年以降受入の地図資料で、全体の四割程度である。残りが未整理であるが、遡及入力は現時点では計画されていない。利用者が地図を利用する場合まずカウンターに「いつの、どこの、どんな主題の」地図を求めているのか相談するこ

とから始まる。広大な書庫には未整理資料も厳密にLC Classification の Class G であり(国別↓主題別↓時代別)に排架されているので、利用者の相談を受けた職員が直接資料を出納し、要望を満たす地図を紹介することができる。地図を探す利用者は、図書のようにタイトルや発行者などの書誌情報を意識しない上、地図の読み方も習熟しているとは限らないため、レファレンスを経てから求める地図資料にたどりつくケースが大多数である。

一枚ものの地図はすべて中性紙のファイルケースにはさんだ上でキャビネに納架されているので、虫害だけでなく出納の際にも資料を傷める危険が少ない。ファイルには書誌情報のカードが添付され、デジタル化済の資料にはその旨、朱で押印されている。キャビネ各段はカバーが備え付けてあり、資料を埃から保護する。地球儀類は写真付の中性紙箱、レリーフマップ類はポスター掛け、大型地図帳類はロールする棒でできた書架に横置きされ、資料形態を生かした排架方法であるが、書庫内のスペースは厳しく、最も場所をとる地球儀類の移管がもうすぐ開始される。

・展示および情報発信

閲覧室外には展示スペースが設けられ、訪問時には Maps in Our Lives の展示が開催されていた。内容は初代大統領 J・ワシントンが調査した土地の成果(手稿を含む)を歴史、現在の GIS データ、地図作成技法、その他の視点から編集したものである。レファレンス職員と地図

作成チームの班員による無料の講座ツアーも開催され、一般利用者が気軽に参加していた。また閲覧室内の一角にも小さな展示スペースを設けてあり、イラク戦争やハリケーン被害などのホットなテーマに関連する地図を直接手にとって閲覧できるようにしている。これらはすべてホームページで閲覧可能である。

デジタル化チームは地図資料専用の大型フラットヘッドスキャナを用いて Photoduplication Service を通じた申込みへの対応を行っている。これは通常のコピーやデジタルコピーと異なる複製サービスで、申込みから受け渡しまで約一か月半から二か月、値段は約五〇ドル(スキャン済の資料ならば、プリントあるいは CD-ROM への焼付け(二二ドル)かかる。ビジュアルな地図資料の複写・複製のメニューの増設は利用者ニーズが高く、筆者も日々カウンターでその必要性を実感するところである。また、日本の住宅地図に似た Fire Insurance Map などの利用が多い資料のデジタル化や展示資料の撮影は、日々計画的に行われており、ホームページではデジタル地図コレクションの Map Collections: 1500-Present を提供している。いったんスキャンされた地図は、書誌情報に画像のリンクを付してオンラインカタログで見られるようになる。

・地図作成サービス

二年前から始まった議会向けのサービスが Congressional Cartography Program とある。専門技術を持つ地図作成

LC 地理・地図部および国立国会図書館 (NDL) 地図室の概要

	LC 地理・地図部	NDL 地図室
所蔵資料数	約520万点	約50万点 (地図帳を含まない)
所蔵資料概要	世界各国基本図、主題図、地図帳など	日本の官製図および都市地図、外邦図、世界各国基本図、住宅地図など
おもなコレクション資料	Hotchkiss コレクション (Civil War Maps) Kohl コレクション (Early Maps of America) William Faden コレクション (French, British and Indian Revolutionary War Maps) など	外邦図、渡辺文庫など
利用時間	月-金 8:30~17:00	月-金 9:30~19:00 土 9:30~17:00
平均利用者数 (1日)	15-20人	420人 (土曜日を除く)
平均複写申込数 (1日)	-	350件 (土曜日を除く)
カウンタ職員数	2人	2人
OPAC掲載範囲	1969年以降受け入れ資料 ※週及入力は未計画	日本の官製図および住宅地図、都市地図 2001年以降受け入れの主題図 外国地形図・都市図の一部 ※週及入力進行中
資料検索手段	LC Online Catalog、冊子目録	NDL-OPAC、冊子目録、カード
レファレンス依頼方法	Ask a Librarian システム、ファクシミリ、電話、手紙	メール・ファクシミリ (図書館経由) 電話、手紙
レファレンス傾向	Family History (国内に限らず)	地歴調査 戦前・戦中の国内外地域調査

おわりに

者二人により、各州の統計データとGISを駆使して依頼どおりの主題図を作成し、議会関係者の政策立案や情報分析に資するため提供するサービスである。主題図の利点は様々な統計の数字(就学率や失業率、公共施設の分布など)が地図上にビジュアルに表されることによって問題点を明瞭にできることあり、新聞等に参考として掲載される場合もある。採用枠が司書ではなくGIS技術によるものなので現在の当館での実行は難しいと思われるが、大変参考になるサービスであった。

地理・地図部の職員の方々には、時間を割いて多岐に渡る業務の概要をご説明いただき、時に実務の体験もさせていただいた。また合間の時間には自由に書庫に入りさせてもらい、未整理の日本関係の地図資料を閲覧調査することができた。日々の閲覧・レファレンスサービスの向上に資するのみならず、当室の所蔵する資料を情報発信していく上で、非常に参考となる経験であった。あらためてお礼を述べたい。

(つだ みゆき 主題情報部人文課地図係長)

平成一八年度資料電子化研修

平成一八年九月二日、二三日の二日間、当館（関西館）において、標記研修を実施した。

この研修は平成一五年度から毎年行っており、今回で四回目となる。今回は、公共図書館八名、大学図書館九名、専門図書館一名、計一八機関一八名の参加があった。

一日目は、関西館事業部電子図書館課職員が講義を行った。研修の導入として、電子図書館と資料電子化の経緯と現状を概観し、次に、資料電子化事業の企画と事業全体の

科目名	講師
1日目	
概論：資料電子化の経緯と現状	永井 善一（関西館事業部電子図書館課課長補佐）
資料電子化事業の企画と事業の流れ	中尾 康朗（関西館事業部電子図書館課資料電子化係長）
電子化の方法(1)：画像フォーマットの特性と仕様	岡本 常将（同係員）
電子化の方法(2)：電子化の手順と技術	北野 仁一（同係員）
電子化の方法(3)：画像データの品質、管理とその他の注意点	酒井 剛（関西館事業部電子図書館課著作権処理係長）、岡本 京子（同係員）
事例報告：大阪府立中之島図書館における資料電子化の取り組みについて	山田 瑞穂氏（大阪府立中之島図書館企画情報課）
事例報告：大阪府のデジタルアーカイブ推進計画	前田 章夫氏（大阪府立中之島図書館司書部長）
2日目	
画像データの提供方法	中井 恵久（主題情報部参考企画課情報サービス第二係）
Webサイトの企画設計と制作（講義）	野田 純生氏（アルファサード有限会社代表）
Webサイトの企画設計と制作（ワークショップ）	講師：野田 純生氏 講評：永井 善一、中尾 康朗、中井 恵久

流れについて説明した。続いて、当館の近代デジタルライブラリーを素材に、『国立国会図書館資料デジタル化の手引き』^(注)も参照しながら、具体的な電子化の方法についての講義を行った。また、今年度は新たに事例報告として、大阪府立中之島図書館の山田瑞穂氏・前田章夫氏に講演をしていただいた。

二日目は、主題情報部参考企画課職員が、当館の電子展示会を素材として、画像データの提供方法について説明した。続いて、野田純生アルファサード有限会社代表を講師として、「Webサイトの企画設計と制作」の講義とワークショップを行った。ワークショップでは、自組織のWebサイトのリニューアル企画をテーマに、Webサイト作成作業を実際に行った。

研修終了後のアンケートでは、資料電子化の基本的な流れが理解できた、ワークショップでWebサイトの基本的な仕組みを理解できた等の意見のほか、作業時間が足りなかったとの意見もあったが、おおむね好評であった。これらの意見を参考に、当館では、今後も資料の電子化事業に役立つ研修を続けていきたいと考えている。

(注) 当館ホームページで、全文をPDFでご覧いただけます。

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitalguide.html>を参照。
(関西館事業部図書館協力課)

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

暦の世界へ 平成一七年度企画展

新宿区生涯学習財団新宿歴史博物館編

(〒160-0008 東京都新宿区三栄町二二)

二〇〇六・一 八四頁 A 4

(NMB96-H26)

この本は、新宿歴史博物館で二〇〇六年一月から二月にかけて行われた「暦」に関する企画展の図録です。豊富な図版をもとに、暦の歴史がわかりやすく解説されています。

現在のカレンダー同様、暦はその年が終わってしまえば役目を終えるため、古いものが現在まで残ることはまれです。しかし、この図録には、江戸時代以降の暦を中心に、実に多くの暦の写真が掲載されています。

ページをめくっていくと、昔からさまざまな種類の暦がつくられていたことがわかりま

す。暦の歴史は天文学の進歩と深い関係があり、「江戸の天体観測」の項では、望遠鏡や天体観測儀器等ど当時使われていた器具の写真も掲載されています。また「江戸暦」の項では、江戸幕府による暦の統制の様子が、「明治の改暦」の項では、太陽暦への改暦の真相が説明されており、暦と政治が深く結びついていたことにも気付かされます。

一方で、動物やさいころの目をあしらうことによつて、庶民にもわかりやすいように作られた暦もあります。庶民にとつても、暦は祭りや農耕に欠かせないものだったので。例えば、節分やお彼岸には、現在でも行事が行われますし、立春や秋分は、季節の区切りとされています。このような節目を知るために、暦は重要な役割を果たしていました。

さらに、明治以降、暦は引札暦や日めくり、そしてカレンダーとなり、広告媒体の一つとして作られ、流通していくこともわかりました。華やかな絵柄のものや、時局を反映した標語入りのもの、現代のカレンダーと同じような趣のものなどさまざまで、人々の身近にあった時代を反映している様子がかがえます。

そして、巻末にある、岡田芳朗氏によってまとめられた「日本人と暦」を読むと、こ

までに多くの図版によって示された暦の背景が、年代順に並べられた話題ごとに理解できるしくみになっています。この一冊で、日本の暦に関する知識が楽しく身につくことでしょう。

なお、この本に掲載されている資料の中には、当館が所蔵するものもあり、これらは当館ホームページから電子展示会「日本の暦」としてご覧いただくことができます。当館の展示会も岡田氏による監修で、本書との共通点もたくさんあります。また、大小暦をクイズ形式で楽しむことができますので、この本をご覧になってから挑戦してみたいかがでしょうか。ちなみに大小暦とは、江戸時代に作られた、絵柄によって月の大小を示す暦です。一見して暦とは思えないような楽しいデザインのもので多く残されています。

年末になるといろいろなカレンダーが店頭に並びます。来年のカレンダーを選びつつ、暦の歴史に思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

参考 「日本の暦」(国立国会図書館ホームページ) <http://www.ndl.go.jp/koyomi/index.html>

(平田 紀子)

月例報告

法規の制定

解説

規則第三号は、複写サービスの改善及び東京本館における新しいシステムによる電子情報等の閲覧・複写サービス（電子情報提供サービス）の開始に伴い複写メニュー等を拡充すること及び複写申込手続を改めること並びに図書館貸出しにより館が貸し出した資料の借受館における複写（借受館複写）を許容することに伴い、所要の規定を整備したものである。

告示第一号は、プラング文庫児童書マイクロフィルムの利用開始、電子情報提供サービスの開始等に伴う複写メニュー及び複写料金の見直し並びに資料の裏写り防止に係る費用を徴収することについて、所要の規定を整備したものである。

内規第八号は、借受館複写の許容及び電子情報等の複写の拡充に伴い、所要の規定を整備したものである。

館長決定第五号は、収集資料の整理に使用している日本目録規則の改訂版が刊行されたことに伴い、所要の規定を整備したものである。

規程第三号、規則第四号及び内規第九号は、複写サービスの改善、電子情報提供サービスの開始等に伴い、規程第三号は部局レベルの事務について、規則第四号は課レベルの事務について、内規第九号は係レベルの事務について、所要の規定を整備したものである。

館長決定第六号は、国会議員及び国会関係者を対象とする電子情報提供サービスの実施に伴い、所要の規定を整備したものである。

館長決定第七号は、選書協力員が行う事務に電子情報の選定に関する事務を加える等したものである。

規則第三号、告示第一号及び内規第八号は平成十八年十月二十三日から、館長決定第五号は同年十一月一日から、その他の法規は同年十月二十六日から、それぞれ施行された。

（規則第三号）

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（平成十八年十月四日制定）

第一条 国立国会図書館資料利用規則（平成

十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三号中「機械可読資料（閲覧するための機器にあらかじめ装着されたものを除く。）」を削る。

第三十四条第一項中「入館して資料」の下に「（機械可読資料及び電子情報を除く。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、「複写カウンター」を「カウンター」に改

め、同条第二項中「（代理人を除く。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「申込者」を「、申込者」に、「複写カウンター」を「カウンター」に改め、同条第四項中「、第一項又は前項の申込書に添えて」を削り、同項を同条第七項とし、同条第三

項の次に次の三項を加える。

4 入館して機械可読資料又は電子情報の複写を申し込もうとする者は、これらを閲覧するための機器に申込者の氏名、利用カードの番号その他の必要事項を入力する方法によりその手続をしなければならない。

5 前項に規定する方法によっては複写を申し込むことができない同項の資料の複写を申し込もうとする者は、館長が定める資料複写申込書に申込者の氏名、利用カードの番号、資料の名称その他の必要

事項を記入して所定のカウンターに提出し、利用カードによりその手続をしなければならぬ。

6 館長は、電気通信回線の故障その他の事由がある場合において、必要があると認めるときは、第四項の規定により複写を申し込もうとする者に対し、同項に規定する手続に加えて、前項に規定する手続をすることが出来る。

第三十八條第一項中「即日複写用若しくは後日複写用の資料複写申込書又は郵送用資料複写申込書のほか」を「第三十四條又は前條に規定する複写の申込みの手続に加えて」に改める。

第三十九條第一項ただし書中「及び第三十七條各項に規定する方法による申込みに係る複写」を削る。

第四十一條第二項中「第三十四條第四項」を「第三十四條第七項」に改める。

第五十條に次の二項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、あらかじめ館の承認を受けた図書館等は、貸出しを受けた資料（館長が定めるものに限る。）の複写物を利用者の求めに応じて提供することが出来る。ただし、次の各号に掲げる条件その他館の指示する条件に従わなければならない。

一 当該複写物の作成を利用者に行わせないこと。

二 当該複写物の作成に係る記録を館に提出すること。

5 前項の承認を受けようとする図書館等は、当該図書館等が定めた利用規則等（複写に関する規定を含むものに限る。）を添付して、申請書を提出しなければならない。

様式第三中「マイクロナンレットからの電子式引伸印刷」

マイクロフロッピーからの電子式引伸印刷

B4・A3」に改める。

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二條 国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「資料複写申込書（来館後日用）（別紙様式第三）を」を「館長が定める後日複写用の資料複写申込書」に、「資料複写申込書（来館即日）（別紙様式第四）を、」を「館長が定める即日複写用の資料複写申込書に、申込者の氏名、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を記入し、これを」に改める。

第二十條第一項ただし書中「第四号及び

第五号」を「第二号から第五号まで」に改める。

第二十五條を次のように改める。

（貸出しを受けることができる者）

第二十五條 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる図書館、調査研究機関等のうち、資料の貸出しを受けることについて館の承認を受けたもの（以下「図書館等」という。）とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学又は高等専門学校等の図書館又は研究所

二 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関

三 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館又はこれに準ずる機関

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による地方議会の図書室

五 その他館長が適当と認める国内外の図書館又はこれに準ずる機関

2 前項の承認を受けようとする図書館、調査研究機関等は、当該図書館、調査研究機関等が定めた利用規則等を添付して、申請書を提出しなければならない。

第三十一條に次の二項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、あらかじめ

め館の承認を受けた図書館等は、貸出しを受けた資料（館長が定めるものに限る。）の複写物を利用者の求めに応じて提供することができ。ただし、次の各号に掲げる条件その他館の指示する条件に従わなければならない。

一 当該複写物の作成を利用者に行わせないこと。

二 当該複写物の作成に係る記録を国際子ども図書館に提出すること。

5 前項の承認を受けようとする図書館等は、当該図書館等が定めた利用規則等（複写に関する規定を含むものに限る。）を添付して、申請書を提出しなければならない。

第三十三条中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項若しくは第三十一条第四項」に改める。

様式第三及び様式第四を次のように改める。

（様式第三）及び（様式第四） 削除

様式第五中「マイクロナンジャからの電子式引伸印画 B4」を「マイクロナンジュからの電子式引伸印画 B4・A3」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十月二十三日から

施行する。

（告示第一号）

複写料金に関する件の一部を改正する件

（平成十八年十月四日制定）

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表マイクロフィルムからの電子式引伸印画の項を次のように改める。

（略）

第一項の表マイクロフィッシュからの電子式引伸印画の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表電子式複写による印画の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項を次のように改める。

（略）

第六項を第七項とし、第五項中「前項の支払を行おう」を「第一項から第三項まで及び前項に規定する複写料金を支払おう」に改め、同項を第六項とし、第四項中「及び第二項」を「第二項に規定する裏写りの防止に係る費用及び第三項」に、「及び第三項第一号」を「第二項に規定する裏写りの防止に係る費用及び前項第一号」に改め、同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

（裏写りの防止に係る費用）

2 複写する資料に裏写りを防ぐための用紙を挿入することを希望する者は、当該用紙一枚につきその挿入に係る費用十円を負担しなければならない。

附則

1 この告示は、平成十八年十月二十三日から施行する。

2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、平成十八年十月二十三日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

（内規第八号）

国立国会図書館文書決裁内規及び国立

国会図書館統計内規の一部を改正する

内規

（平成十八年十月十八日制定）

（国立国会図書館文書決裁内規の一部改正）
第一条 国立国会図書館文書決裁内規（平成二年国立国会図書館内規第五号）の一部を次のように改正する。

別表（15 関西館）の表番号60の項中

「資料の貸出しを受けることのできる図書館等としての承認」や「資料の貸出しを受けることができる図書館等又は貸出資料の複写を行うことができる図書館等としての

承認」に改める。

別表(16 国際子ども図書館)の表番号13の項中「贈答の贈出しを受ける図書館の承認」を「資料の貸出しを受けることができる図書館又は貸出資料の複写を行うことができる図書館等としての承認」に改める。

(国立国会図書館統計内規の一部改正)

第二条 国立国会図書館統計内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三中「(略)」を「(略)」に、
「(略)」を「(略)」に改める。

様式第五中「(略)」を「(略)」に改める。
附則

この内規は、平成十八年十月二十三日から施行する。

(館長決定第五号)

国立国会図書館において使用する目録規則、分類表及び件名標目表に関する件の一部を改正する件

(平成十八年十月十八日制定)

国立国会図書館において使用する目録規則、分類表及び件名標目表に関する件(昭和四十二年館長決定第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表目録規則の項中「日本目録規則

一九八七年版 改訂二版」を「日本目録規則 一九八七年版 改訂三版」に改める。

附則

本件は、平成十八年十一月一日から施行する。

(規程第三号)

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

(平成十八年十月二十六日制定)

国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「の選書」を「及び電子情報(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。以下同じ。)の選書又は選定」に改め、同条第六号中「(複写を除く。)」を削り、同条第七号中「(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の一号を加える。

八 局所属の閲覧室等における電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報及び館長が定める電磁的資料(電子情報)の方法、磁気的方法その他の人の知覚に

よっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した収集資料をいう。以下同じ。)(以下「電子情報等」という。)に係る図書館奉仕の提供に関する事。

第六条第一号中「図書館奉仕」を「収集資料(第三条第八号に規定する電磁的資料を除く。)(に係る図書館奉仕)」に改め、「以下の号において同じ。」を削り、「及び」の下に「当該」を加え、同条第二号中「部局に所属する収集資料に係る」を「東京本館(収集資料及び電子情報等に係る)図書館奉仕を提供するための館の施設であって東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。)(における)」に改め、同条第五号中「電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報」を「資料提供部所属の閲覧室等における電子情報等」に改め、同条を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 複写に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関する事。

第七条第三号を次のように改める。

三 特定の主題に係る図書館資料及び電子情報の選書又は選定に関する事。

第七条第六号中「(複写を除く。)」を削り、

同条に次の二号を加える。

七 電子情報等に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

八 主題情報部所属の閲覧室等における電子情報等に係る図書館奉仕の提供に関すること。

第八条第二項第一号中「収集資料」の下に「及び電子情報等」を加える。

第九条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「電子情報その他の図書館資料と同等の内容を有する情報」を「関西館における電子情報等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 館長が定める主題に係る電子情報の選定に関すること。

第九条第四項中「第五号」の下に「第六号」を加え、「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同条第五項中「第五号」を「第四号まで、第六号」に、「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改める。

附則

この規程は、平成十八年十月二十六日から施行する。

(規則第四号)

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(平成十八年十月二十六日制定)

国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「及び第二十八号第六号」を「並びに第二十八号第六号及び第七号」に改める。

第二十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 議員閲覧室及び議員研究室における電子情報(インターネット等を通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を含む。以下同じ。)その他の図書館資料と同等の内容を有する情報(電子的報及び館長が定める電磁的資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法(以下「電磁的方法」という。))により文字、映像、音又はプログラムを記録した収集資料をいう。以下同じ。)(以下「電子情報等」という。))に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第二十七条第三号中「電子的方法又は磁気的方法その他の人の知覚によっては認識する

ことができない方法(以下「電磁的方法」という。))を「電磁的方法」に改める。

第二十八条第三号中「の選書」を「及び電子情報の選書又は選定」に改め、同条第五号中「閲覧」の下に「複写」を加え、同条第六号中「(インターネット等を通じて発信された図書館資料と同等の内容を有する情報を含む。以下同じ。))」を削り、同条第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 議会官庁資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第四十七条第二号中「(法第二十四条第一項第九号に該当する資料をいう。以下同じ。))」を削る。

第四十八条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「規定により整理した」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の規定により整理した逐次刊行物の標目に係る典拠データの作成に関すること。

第五十条第二号中「図書館奉仕」を「収集資料(第二十六条第八号に規定する電磁的資

料を除く。)に係る図書館奉仕」に、「レファレンスを除く。次号において同じ」を「複写及びレファレンスを除く」に改め、同条第三号中「図書館奉仕」を「前号の図書館奉仕」に改め、同条第四号中「部局に所属する収集資料に係る」を「東京本館(収集資料及び電子情報等に係る)図書館奉仕を提供するための館の施設であって東京都に置かれたもののうち、国会分館及び支部図書館を除いたものという。」における」に改め、同条第七号中「及びレファレンス」を「レファレンス及び証明」に改める。

第五十一条第三号を次のように改める。

三 電子情報等の複写に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第五十一条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号中「に規定する」を「及び次号の」に改め、「収集資料の」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「国会分館」を「他」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 複写に係る図書館奉仕の企画に関すること(主題情報部、国会分館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)
- 二 複写に係る図書館奉仕に関する事務の調整に関すること(主題情報部の所掌に属するものを除く。)

第五十一条に次の一号を加える。
七 マイクロ資料閲覧室の管理に関すること。

第五十二条第一号中「閲覧」の下に「複写」を加え、同条第三号中「及びマイクロ資料閲覧室」を削る。

第五十三条第一号並びに第五十四条第一号及び第二号中「閲覧」の下に「複写」を加える。

第五十四条第三号を次のように改める。

三 音楽・映像資料室及び電子資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報等に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること(資料提供部の所掌に属するものを除く。)

第五十七条第二号及び第三号中「の選書」を「及び電子情報の選書又は選定」に改め、同条第三号中「及び」を「」並びに」に改め、同条第五号中「閲覧」の下に「複写」を加え、同条第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 科学技術・経済情報室における電子情

報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第五十八条第一号中「地図に関する」を「地図と同等の内容を有する」に改め、同条第二号中「地図の選書」を「電子情報並びに地図及び地図と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定」に改め、同条第四号中「閲覧」の下に「複写」を加え、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 人文総合情報室及び地図室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第五十九条第一号中「調査並びに」の下に「政治史料等と同等の内容を有する電子情報の選定並びに」を加え、同条第二号中「並びに書誌又は目録の作成及び提供」を削り、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同条第三号中「貸出し、レファレンス」を「複写、貸出し」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 五 前号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関すること。
- 六 憲政資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第五十九条第二号の次に次の一号を加える。

三 政治史料等及び第一号の電子情報の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

第六十条第一号中「及び」の下に「古典籍資料等と同等の内容を有する電子情報の選定並びに」を加え、同条第二号中「並びに書誌又は目録の作成及び提供」を削り、同条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第四号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関すること。

七 古典籍資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第六十条第三号中「貸出し、レファレンス」を「複写、貸出し」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 収集した古典籍資料等及び第一号の電子情報の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

第六十一条第一号中「新聞類」の下に「及び新聞類と同等の内容を有する電子情報」を加え、同条第二号中「新聞資料室」を「新聞類及び新聞類と同等の内容を有する電子情報の選書又は選定（関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）並びに新聞資料室」に改め、同条第三号中「閲覧」の下

に「複写」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 新聞資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第六十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国会分館における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第六十六条第二号中「の選書」を「及びこれらと同等の内容を有する電子情報に係る選書又は選定」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 関西館における電子情報等に係る閲覧、複写、復刻等及びレファレンスに関すること。

第六十六条第七号中「資料提供部」を「部局」に改める。

第六十七条第一号中「に関する図書館資料及び」を「及び中東に関する図書館資料並びにこれらと同等の内容を有する」に改め、同条第二号中「の選書」を「並びにこれと同等の内容を有する電子情報の選書又は選定」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。（内規第九号）

国立国会図書館事務分掌内規の一部を改正する内規

（平成十八年十月二十六日制定）
国立国会図書館事務分掌内規（平成十四年国立国会図書館内規第三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三号中「第六十一条第四号」を「第五十五条第四号、第六十一条第四号及び第六号」に、「及び第六十四条第四号」を「並びに第六十四条第四号」に改める。

第五十五条第四号中「電子情報」を「議員閲覧室及び議員研究室における電子情報」に、「発信された」を「閲覧の提供を受けた」に、「の閲覧」を「その他の図書館資料と同等の内容を有する情報及び館長が定める電磁的資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により文字、映像、音又はプログラムを記録した収集資料をいう。以下同じ。）（以下「電子情報等」という。）に係る閲覧、複写及びレファレンス」に改める。

第五十七条第三号中「電子的方法、磁気的

方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）を「電磁的方法」に改める。

第六十一条第二号中「及び」の下に「電子情報の選定並びに」を加え、同条第三号中「閲覧」の下に「、複写」を加え、同条第四号中「議会官庁資料課が行う」を「法令資料、議会資料、官庁資料、政府間国際機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料及び電子情報に係る」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 議会官庁資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関する事務の総括に関すること。

第六十二条第二号中「及び」を「並びに」に改め、「図書館資料」の下に「及び電子情報」を加え、「この号」を「この条」に改め、「選書」の下に「又は選定」を加え、同条第四号中「官庁・国際機関資料系の所掌に属するものを除く。」を削る。

第六十三条第二号中「図書館資料」の下に「及び電子情報」を加え、「この号」を「この条」に改め、「選書」の下に「又は選定」を加え、同条第五号中「政治を主題とする図書館資料及び電子情報に属するものに限る。」を削る。

第六十四条第二号中「及び」を「並びに」に改め、「図書館資料」の下に「及び電子情報」を、「選書」の下に「又は選定」を加える。

第一百一条第一号中「局、」を削り、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「の規定により整理した」を「に規定する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の規定により整理した逐次刊行物の著者標目に係る典拠データの作成に関すること。

第一百五十五条第一号を次のように改める。

一 収集資料（第五十五条第四号に規定する電磁的資料を除く。）に係る図書館奉仕（インターネット等を通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕（以下「電子図書館による奉仕」という。）を除く。第八十条及び第八十一条を除き、以下同じ。）（複写及びレファレンスを除く。）の企画に関すること（国会分館、

国際子ども図書館及び総括係の所掌に属するものを除く。）。

第一百五十五条第三号を次のように改める。

三 東京本館（収集資料及び電子情報等に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であって東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものという。以下同じ。）における図書館奉仕に関する事務の総括に関すること。

第一百八条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「収集資料」の下に「及び電子情報等」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号中「の特別複写」を「及び電子情報等の特別複写」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 複写に係る図書館奉仕の企画に関すること（主題情報部、国会分館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

二 複写に係る図書館奉仕に関する事務の調整に関すること（主題情報部の所掌に属するものを除く。）。

第一百九条第一号中「本庁舎」を「東京本館」に、「総務部及び複写調整係」を「他」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 電子情報等の複写に関すること（他の

所掌に属するものを除く。)

第九十九条第三号中「複写カウンター」の下に「及びマイクロ資料閲覧室」を加える。

第一百十条第一号中「総務部及び複写調整係」を「他」に改める。

第一百十二条第五号中「及びマイクロ資料閲覧室」を削る。

第一百十三条第一号中「、閲覧」の下に「、複写」を加える。

第一百十七条第一号中「閲覧」の下に「、複写」を加える。

第一百二十二条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子資料室及び音楽・映像資料室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関する事務の総括に関すること。

第二百二十三条第二号中「の閲覧」を「(第五十五条第四号に規定する電磁的資料を除く)の閲覧、複写」に改める。

第二百二十七条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子情報等に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること(資料提供部の所掌に属する

ものを除く。)

第三百十条第三号中「閲覧」の下に「、複写」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 科学技術・経済情報室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンス(次条第一号及び第三百二十二条第一号のレファレンスを除く。)に関する事務の総括に関すること。

第三百十一条第二号及び第三号中「の選書」を「及び電子情報の選書又は選定」に改め、同条第三号中「及び」を「並びに」に改め、同条第五号中「科学技術・経済課が行う」を「第一号及び次条第一号の」に改める。

第三百二十二条第二号中「の選書及び」を「及び電子情報の選書又は選定並びに」に、「の前号」を「の同号」に改める。

第三百三十四条第五号中「閲覧」の下に「、複写」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 人文総合情報室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンス(次条第一号のレファレンスを除く。)に関する事務の総括に関すること。

第三百三十五条第二号中「の選書」を「及び

電子情報の選書又は選定」に改め、同条第三号中「人文課が行う」を「前条第一号、第一号及び次条第一号の」に改める。

第三百三十六条第一号中「地図に関する」を「地図と同等の内容を有する」に改め、同条第二号中「及び」の下に「地図と同等の内容を有する電子情報の選定並びに」を加え、同条第四号中「閲覧」の下に「、複写」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地図室における電子情報等に係る閲覧、複写及びレファレンスに関すること。

第三百三十八条第一号中「調査」の下に「並びに近現代政治史料と同等の内容を有する電子情報の選定」を加え、同条第二号中「並びに書誌又は目録の作成及び提供」を削り、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号中「貸出し及びレファレンス」を「複写及び貸出し」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第四号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関する事務の総括に関すること。

第三百三十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 近現代政治史料及び第一号の電子情報

の書誌又は目録の作成及び提供に関する
こと。

第三百三十九条第一号中「その他の資料」の下に「(以下この条において「日本占領関係資料等」という。)」を加え、「これらの資料」を「日本占領関係資料等と同等の内容を有する電子情報の選定並びに日本占領関係資料等」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 収集した日本占領関係資料等の整理に
関すること。

第三百三十九条中第五号を第八号とし、同条第四号中「第二号」を「前号」に、「貸出し及びレファレンス」を「複写及び貸出し」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第四号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関する事務の総括に関すること。

七 憲政資料室における電子情報等に係る
閲覧、複写及びレファレンス(前条第六号のレファレンスを除く。)に関する事務の総括に関すること。

第三百三十九条第三号中「前号の収集資料」を「収集した第一号の図書館資料」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 日本占領関係資料等及び第一号の電子

情報の書誌又は目録の作成及び提供に関する
こと。

第四百一条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、「選書」の下に「並びに古典籍資料等と同等の内容を有する電子情報の選定」を加え、同条第二号中「並びに書誌又は目録の作成及び提供」を削り、同条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同条第五号中「レファレンス」を「複写」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前号の収集資料及び第一号の電子情報に係るレファレンスに関する事務の総括に関すること。

八 古典籍資料室における電子情報等に係る
閲覧、複写及びレファレンスに関する事務の総括に関すること。
第四百一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 収集した古典籍資料等及び第一号の電子情報の書誌又は目録の作成及び提供に関する
こと。

第四百四条第一号及び第四号中「新聞類」の下に「及び新聞類と同等の内容を有する電子情報」を加え、同条第五号中「新聞資料室」を「新聞類及び新聞類と同等の内容を有する

電子情報の選書又は選定(関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)並びに新聞資料室」に改め、同条第六号中「閲覧」の下に「及び複写」を加え、「及び証明」を「並びに証明」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 新聞資料室における電子情報等に係る
閲覧、複写及びレファレンスに関する事務の総括に関する
こと。

第三百三十九条第三号を次のように改める。
三 国会分館における電子情報等に係る
閲覧、複写及びレファレンスに関する事務の総括に関する
こと。

第四百五十七条第三号中「に係る選書」を「及びこれらと同等の内容を有する電子情報に係る選書又は選定」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 関西館における電子情報等に係る
閲覧及びレファレンスに関する
こと。

第四百五十八条第三号中「資料提供部」を「部局」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 関西館における電子情報等の複写及び
当該複写に係る複写物の二次的利用に
関
すること。

第四百五十八条第五号中「承認」の下に「及

び貸出しを受けた資料の複写を行うことができる図書館等としての承認」を加える。

第六十一条第一号中「収集したアジア及び中東の諸言語による外国語資料(局、主題情報部及び国際子ども図書館に所属するものを除く。)」を「アジア情報室所属の収集資料」に改める。

第六十二条第一号中「これ」を「アジア及び中東に関する図書館資料並びにこれら」に改め、「主題情報部」の下に「、国際子ども図書館」を加え、同条第二号中「の選書及び」を「及び電子情報の選書又は選定並びに」に改め、同条第三号中「第一号の図書館資料」を「アジア及び中東の諸言語による外国語資料」に改め、「局」を削り、同条第七号中「、保存及び証明」を「及び保存」に改める。

第六十三条第一号中「これ」を「中国及び朝鮮に関する図書館資料並びにこれら」に、「主題情報部」を「局、主題情報部及び国際子ども図書館」に改め、同条第二号中「の選書及び前号」を「及び電子情報の選書又は選定並びに同号」に改め、同条第三号中「第一号」を「中国語及び朝鮮語」に改め、「局」を削り、同条第七号中「、保存及び証明」を「及び保存」に改める。

附則

この内規は、国立国会図書館組織規程の一

部を改正する規程(平成十八年国立国会図書館規程第三号)の施行の日から施行する。(館長決定第六号)

国立国会図書館国会サービス要領及び国立国会図書館国会分館奉仕要領の一部を改正する件
(平成十八年十月二十六日制定)

1 国立国会図書館国会サービス要領(昭和六十二年館長決定第六号)の一部を次のように改正する。

第三十九項第一号中「電子情報」を「国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)第三条第八号に規定する電子情報等」に、「当該資料所管課」を「当該申込みを受け付けた課」に改める。(国立国会図書館国会分館奉仕要領の一部改正)

2 国立国会図書館国会分館奉仕要領(昭和六十二年館長決定第七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「図書館資料」の下に「インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて館が閲覧の提供を受け、又は発信する図書館資料と同等の内容を有する情報(以下「電子情報」という。)を含む。」

を加える。

第二十四項中「分館所属資料」の下に「及び電子情報等(国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)第三条第八号に規定する電子情報等をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十五項中「分館所属資料」の下に「及び電子情報等」を加える。

第二十六項第二号中「図書館資料」の下に「(電子情報を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 分館所属資料及び電子情報等に基づく文献調査及び簡易な事実調査
第二十六項第七号を削る。

第二十八項第二号を次のように改める。

二 資料の提示、提供、複写又は貸出し

附則

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程(平成十八年国立国会図書館規程第三号)の施行の日から施行する。(館長決定第七号)

選書協力員に関する件の一部を改正する件
(平成十八年十月二十六日制定)

選書協力員に関する件(平成十四年館長決定第八号)の一部を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

1 図書館資料の選書又は電子情報の選定（以下「選書等」という。）に関する事務をつかさどる課に、選書等の事務を兼ねて行う職員として、選書協力員若干人を置くことができる。

第二項中「図書館資料の選書」を「選書等」に改める。

附則

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

おもな人事

厚生労働事務官 宮田 忠
国立国会図書館支部厚生労働省図書館長を免ずる
厚生労働事務官 福島 康志
国立国会図書館支部厚生労働省図書館長を命ずる
以上平成十八年九月一日付け

平成十八年秋の叙勲

元職員に対し左記のとおり叙勲があった

（元専門調査員）近藤 芳正

瑞宝中綬章を授ける

（元司書）青井 登

瑞宝小綬章を授ける

（元参事）中岡 眞平

瑞宝小綬章を授ける

（元司書）長嶋 孝行

瑞宝双光章を授ける

以上平成十八年十一月三日付け

国立国会図書館の編集・刊行物

レファレンス 六六九号 A 4 九九頁

景観法

外国人労働者の就労・雇用・社会保障の現状と課題

人口減少と日本の経済成長率

イギリスの「一代貴族『売買』疑惑」と政治資金規制制度改革

再編される米太平洋軍の基地

月刊 税・送料込み 八三二円（有）

全国書誌通信 第二二五号 A 4 二八頁

アジア初の目録専門家会議 I M E I

CC 4 報告―（原井 直子・横山 幸雄）

国立国会図書館「日本目録規則一九八七年版改訂三版」録音・映像資料適用細則について

国立国会図書館「日本目録規則一九八七年版改訂二版第二章 図書」国内刊行洋図書適用細則の改訂について

国立国会図書館件名標目表（NDLSH）のテキストデータの実験的提供を開始しました

不定期刊 五二五円（日）

入手のお問い合わせ

（有）有隣堂印刷（株）14004東京都品川区南品川六二一〇

（日）日本図書館協会104033東京都中央区新川一八一四

特に記載のないものは税込価格です。

遠客近客

（東京本館）七月四日 デイアナ・マーカム氏（米国議会図書館副館長）

七月五日 北京大学国際関係修士課程大学院生 一行二名

七月五日 神奈川県図書館協会 一五名

七月七日 平成一八年度大学図書館職員長期研修 三七名

七月一四日 古谷夏子氏（米国・RLGアドバイザー）

七月一九日 東京都立中央図書館長一行四名

七月二二日 明治大学修士課程留学生一行五名

八月四日 山田久夫氏(日本医学図書館協会会長)、殿崎正明氏(日本医学図書館協会専務理事)、木村博氏(日本医学図書館協会理事)

八月一〇日 片桐カノクワン氏(タイ・日本語教師)

八月一〇日 王薇氏(中国国家図書館)、龍利方氏(中国国家図書館)

八月一六日 IFLA資料保存プレコンファレンス講師一行七名

八月一六日 IFLA資料保存プレコンファレンス中国図書館学会訪日団一行三七名

八月二一日 ジャクソン・グレン氏(英国)一行七名

八月二五日 ロシア図書館関係者一行三九名

八月二五日 ジェイ・ジョーダン(米国・OCLC社長) 一行二名

八月三〇日 野口幸生氏(米国・コロンビア大学C.V.スター東亜図書館)、シートー・ボリック氏(米国・ノースカロライナ大学図書館)、スー・メンフエン氏(米国・テキサス大学図書館)

九月四日 マリアン・コーレン氏(オランダ公共図書館協会調査および渉外局長・前I

FLA運営理事)
九月六日 カンボジア上院女性議員団一行二名

九月二日 渡辺正道氏(岡山県立図書館長)、松岡要氏(日本図書館協会事務局長)、

常世田良氏(日本図書館協会事務局次長)

九月一六日 ジェームズ・ナイ氏(米国・シカゴ大学南アジア言語・地域センター長) 一行三名

九月二〇日 バルバラ・ヨーン氏(ドイツ・ベルリン州政府教育・青少年・スポーツ省言語教育調整官)

九月二九日 パク・ミンピョ(朴珉豹)氏(韓国・法務部法務審議官)、ソ・ボンギョ(徐奉揆)氏(韓国・法務部法務審議官室検事)

九月二九日 範立群氏(中国)

七月〜九月にはこのほかに、学校関係九件

九一名、大学関係(司書課程等) 一一件九四名、その他四件二二名の見学・参観を行った。

(関西館)

八月一四日 中国図書館学会 七五名

八月一七日 奈良県五條市図書館ネットワーク協力者会議 一四名

八月二三日 東京外国語大学留学生 二名

八月三一日 私立大学図書館協会相互協力研究分科会 四名

九月一日 日本私立大学協会「大学図書館司書主務者研修会」 五八名

九月六日 クリスティーナ・トゥルースト氏(米国・デューク大学パーキンス図書館国際地域研究部門長) 一行二名

九月一二日 韓国・慶尚北道大邱市庁 五名

九月一四日 私立大学図書館協会東地区部会レファレンス研究分科会 八名

七月〜九月にはこのほかに、学校関係五件

七六名、大学関係(司書課程等) 九件九八名、その他一六件三一五名の見学・参観を行った。

(国際子ども図書館)

七月一日 日本図書館協会児童図書館員養成講座受講生 一三名

七月六日 浦添市立図書館 二名

八月三日 ベルイストロム氏(スウェーデン大使館参事官) 一行四名

八月九日 財団法人日本国際協力センター研修生 四名

八月二五日 台湾・国立台中図書館 二名

八月二九日 パトリシア・ミュラー夫妻

(米国・バージニア州立図書館) 二名

九月五日 マリアン・コーレン氏(オランダ

公共図書館協会調査および渉外局長・前I

FLA運営理事) 一行二名

九月一四日 施純福氏(台湾・高雄市立図書

館長) 一行四名

* * *

七月～九月にはこのほかに、学校関係一
件一七〇名、大学関係(司書課程等)五件
二七名、その他四一件四七一名の見学・参観
を行った。

見学・参観の申込み

詳しくは左記にお問い合わせください。

国立国会図書館資料提供部

利用者サービス企画課総括係

☎〇三(三五八一)二三三二

内線二六一一

国立国会図書館関西館総務課総務係

☎〇七七四(九八)一二二四(直通)

国際子ども図書館企画協力課企画広報係

☎〇三(三八二七)二〇五三内線二〇六

お知らせ

NACSIS-ILL 経由・総合目録ネットワーク経由の 複写・貸出しの申込中止について

現在、大学図書館、公共図書館等の当館資料の複写・貸出しサービスの利用は、NDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)のほか、NACSIS-ILL 経由、総合目録ネットワーク経由でお申し込みいただいています。これらのお申込みは、当館のNDL-ILLシステムで受付等を行っていますが、平成19年3月31日をもって、NDL-ILLシステムの運用を中止し、平成19年4月からはNDL-OPACでお申し込みいただくこととなりました。

なお、最終受付日は以下のとおりです。

NACSIS-ILL 経由の複写および貸出しのお申込み — 平成19年3月31日

総合目録ネットワーク経由の貸出しのお申込み — 平成19年3月30日

詳しくは、当館ホームページ「NACSIS-ILL 経由・総合目録ネットワーク経由の複写・貸出しの申込中止について」(http://www.ndl.go.jp/jp/library/library_ndlillnews.html)をご覧ください。また、不明な点は、関西館文献提供課複写貸出係までお問い合わせください。

複写に関するお問い合わせ 0774-98-1313(直通)

利用者登録、貸出しに関するお問い合わせ 0774-98-1312(直通)

関西館小展示

「人をサポートするロボット—医療・福祉用ロボット—」開催

関西館において、関西館所蔵資料を使った小展示を実施します。医療・福祉用ロボットをテーマとし、関西館が所蔵する博士論文、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書等を中心にご紹介します。

開催期間：平成18年11月17日（金）から平成19年1月31日（水）まで
 休館日：日曜日、祝日、毎月第3水曜日、年末年始（12月28日～1月4日）、
 ネットワーク移行作業に伴う臨時休館日（平成19年1月5日（金））
 開催時間：10:00～18:00
 会場：国立国会図書館関西館 大会議室前ロビー（地下1階）
 ※ 展示会は、どなたでもご覧いただけます。閲覧室への入室および資料の利用は、満18歳以上の方に限ります。

「ロボット」という言葉から皆さんはどんなロボットを思い浮かべるでしょうか。鉄腕アトムのようなロボットはいまだ誕生していませんが、ロボット研究は着実に進歩し、人型ロボットに限らず、多種多様なロボットが研究・開発されています。現在、ロボットは空想や娯楽だけのものではなく、「人をサポートするロボット」が、医療や福祉といった生活に密着する部分で実用化されつつあります。今回の小展示では、「手術支援ロボット」「搬送作業支援ロボット」「ロボット・セラピー」「パワーアシストスーツ」に関する資料を中心に紹介します。

例えば、スーツ型のロボットである「パワーアシストスーツ」は、介護者が身に着けることで、力を増幅し、患者の抱きかかえや移動を楽にします。このロボットは、歩行に障がいのある人の歩行支援やリハビリへの使用も検討されており、高齢化が進む現代社会において、介護者の負担をいかに軽減するか、また衰えた体力をいかに補助して生活の質を維持するかという重要な課題への解決の一つとして注目されています。この展示会で身近に広がるロボットの世界を感じていただければ幸いです。

特別展示

旧帝国図書館建築一〇〇周年記念展示会

平成一八年二月二日（木）から

一九年二月二〇日（火）まで

於 本館一階第一閲覧室前（東京本館）

国際子ども図書館の建物は、今から一〇〇年前、明治三九（一九〇六）年に帝国図書館として建築されたものです。

国立国会図書館では、建築一〇〇周年を記念し、記念行事を行っており、二月二日から、東京本館で標記展示会を開催します。

展示会では、国立国会図書館が所蔵する資料を展示することで、帝国図書館から国立国会図書館支部上野図書館、国立国会図書館国際子ども図書館に至る歴史を紹介します。また、パネルなどによって各閲覧室の新旧対比、建物の技術的な側面等もあわせて紹介します。

※この展示会は平成一八年九月二六日から二月一七日まで国際子ども図書館で開催する展示会から一部を除いて再構成したものです。

※旧帝国図書館建築一〇〇周年記念サイト
<http://www.kodomo.go.jp/100th/index.html>

年末年始のサービス休止について

通常の年末年始のサービス休止に併せ、システムの更新作業、切替作業を行うため、東京本館および関西館では1月5日(金)に臨時休館し、NDL-OPACのサービスを休止いたします。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご了承の程お願い申し上げます。

各施設の休館期間

東京本館・関西館

平成18年12月28日(木)～平成19年1月5日(金)

1月5日(金)は臨時休館。

国際子ども図書館

平成18年12月28日(木)～平成19年1月4日(木)

上記の期間、来館による閲覧・複写サービスを休止させていただきます。

NDL-OPACのインターネットサービスの休止期間

申込みサービス休止

平成18年12月28日(木)～平成19年1月3日(水)

この期間は検索のみがご利用になれます。

サービス全面休止

平成19年1月4日(木)～6日(土)

上記の期間、当館ホームページを通じたインターネット経由の資料検索、複写申込み等のサービスを休止させていただきます。

来館申込みによる後日複写で平成18年中の最終開館日までに受取りをご希望の場合は、下の表に示した日までにお申し込みください。複写の種類と申込みの場所によって日が異なりますので、ご注意ください。

複写の種類	東京本館	関西館	国際子ども図書館
電子式複写	12/22(金)	12/22(金)	12/19(火)
マイクロフィッシュからの引伸印画	12/22(金)	12/22(金)	12/19(火)
マイクロフィルムからの引伸印画	12/22(金)	12/22(金)	12/19(火)
フィルムからフィルムへのプリント	12/22(金)	12/19(火)*	12/19(火)
フィッシュからフィッシュへのプリント	12/22(金)	12/19(火)*	12/19(火)
撮影によるネガフィルムの作製	12/22(金)	12/19(火)*	12/19(火)
撮影からの引伸印画	12/18(月)	12/15(金)*	12/14(木)
撮影からのポジフィルム作製	12/18(月)	12/15(金)*	12/14(木)

*印は、受取り方法が郵送のみで、期日までの受付分が年内の発送となります。

<おわりに>

当館の朝鮮語資料について、かつてのように歴史や文学に関する古典的な資料を収集し、提供するだけでは、近年の多様化する利用者の要求を充足することができなくなりました。さまざまな情報ニーズに対応するため、まずは、基本的な参考図書類を網羅的に収集することによって、社会、人文、自然のあらゆる分野に関する幅広い情報を提供していきたいと考えています。また、社会の諸分野の動向を知るのに必須の資料である白書・統計・年鑑類についても、関西館開館時から、その充実を目指してきました。さらに、より高度で専門的な学術情報に対する要求も高まっており、これに応えるために、電子ジャーナル導入の必要性が増しています。

当館は、国会の立法活動を補佐する機関として、国会議員、国会関係者からの情報ニーズに対応することが第一の責務です。最近では特に、世界の中で政治的にも経済的にも、韓国や北朝鮮の動向が注目され、より広く深い情報が求められるようになっていきます。このような状況の中、アジア情報課が所蔵する朝鮮語資料が持つ重要性は、今後、さらに高まっていくと思われます。

今回は、当館所蔵資料の紹介でしたが、レファレンスでは、所蔵資料のみならず、インターネット上の情報資源を活用することも少なくありません。近年、韓国の情報環境の進展は著しく、新聞記事や学術雑誌論文、政府刊行物など、多くの情報をインターネット上で入手できるようになっています。これらのインターネット上の情報資源については、アジア情報室ホームページの「AsiaLinks—アジア関係リンク集—」<http://www.ndl.go.jp/jp/service/kansai/asia/link/asia_05link.html> にリンクが張ってあります。今後も、所蔵資料の充実に努めることはもちろんですが、こういったインターネット上の情報資源をも活用することによって、多様な情報ニーズに対応していきたいと考えています。

<参考文献>

- ・「アジア情報室の資料収集--入手方法と資料概要 中国語資料 朝鮮語資料 諸地域資料」『アジア情報室通報』1(2), 2003.6, pp.2-4.
- ・石川武敏「アジア情報サービスのセカンド・ステージに向けて—開室4年を迎えるアジア情報室」『アジア情報室通報』4(2), 2006.6, pp.2-4.
- ・「レファレンスツール紹介③ 北朝鮮を調べる」『アジア情報室通報』4(2), 2006.6, pp.18-19.
- ・山本健太郎「インターネットで見られる韓国の資料—学術論文・新聞記事・政府刊行物—」『アジア情報室通報』4(3), 2006.9, pp.2-4.

(関西館資料部アジア情報課 やまもと けんたろう 山本 健太郎)

○雑 誌

一般的な時事雑誌や、主要な学術誌、図書館関係の雑誌を所蔵しています。学術誌については、歴史・地理、言語・文学、科学技術分野の雑誌が比較的多いです。韓国、北朝鮮発行のものを合わせ、継続して収集している約200タイトルが、閲覧室に開架されています。

最近では、各分野の学術論文に対するニーズも多く、より広範な学術情報の提供のため、電子ジャーナルの導入も検討する必要があると考えています。

○新 聞

アジア情報室では、朝鮮語の新聞を36紙開架しています。韓国の三大紙（『朝鮮日報』『東亜日報』『中央日報』）をはじめとする全国紙のほか、各広域市や道で発行されている地方紙、さらには法律新聞や経済紙、スポーツ新聞などがあります。また、北朝鮮の『労働新聞』や『民主朝鮮』、中国吉林省南部の延辺朝鮮族自治州で発行されている『延辺日報』も所蔵しています。

1883年に創刊された韓国最初の新聞である『漢城旬報』の縮刷版を所蔵しているほか、朝鮮時代末期から日本の植民地時代、建国前後の時期にかけて発行された古い時期の新聞についても、マイクロフィルムや縮刷版、影印本の形態で所蔵しているものがあります。

< 検索方法 >

アジア情報課所蔵の朝鮮語資料については、図書、雑誌・年鑑類、新聞のいずれも、アジア言語 OPAC で検索することができます。基本的な検索方法は、前号に掲載された中国語資料と同様です。

朝鮮語資料はハングルで検索でき、書名、著编者、出版者が漢字表記であれば、漢字でも検索できます。書名がハングルのものについても、書名の日本語訳を付しているため、それで検索することが可能です。本稿で紹介している資料の書名は、日本語訳です。

なお、1985年までに受け入れた図書・年鑑や、朝鮮半島で出版された漢籍である朝鮮本については、東京本館で所蔵しています。所蔵館および検索手段をまとめると、表のようになります。

表

	整 理	所蔵館	検 索 手 段
図書・年鑑	～1969.7	東京本館	『朝鮮関係資料目録3.朝鮮文篇』
	1969.8～1985		『朝鮮関係資料目録3.補遺版 朝鮮文篇』（～1984.3） カード目録
朝 鮮 本	～1974.7		『朝鮮関係資料目録4.朝鮮本篇』
	1974.7～1981		『国立国会図書館漢籍目録』
図 書	1986～	関 西 館	アジア言語 OPAC
雑誌・新聞	すべて		

鑑も所蔵しています。

北朝鮮の状況に関する資料としては、北朝鮮で発行されている『朝鮮中央年鑑』のほか、韓国統一部の『北韓理解』や、新聞社などが出している年鑑があります。

○地方史誌・会社史・団体史

地方史誌は、各地域の歴史、自然、文化、社会状況などをまとめたものです。韓国、北朝鮮ともに道、市、郡のものを網羅的に収集することを目指しています。

会社史や団体史などについても、積極的な収集を行っています。特に、新聞社の社史は、韓国の近現代史を振り返る上でも有用な資料であり、レファレンスに使用することもしばしばあります。

○史料・叢書類

韓国では、史料の影印本が盛んに刊行されており、当館でもそれらを収集してきました。『朝鮮王朝実録』（北朝鮮発行のものは『李朝実録』）『日省録』『備邊司騰録』『承政院日記』などの史料や、大型コレクションの一つ『韓国歴代文集叢書』（全3,000冊）は、その代表的なものです。

また、「朝鮮近代文学の祖」と言われる李光洙をはじめとして、韓国の代表的な作家の全集も所蔵しています。

こういった資料が充実している背景には、過去、当館の朝鮮語資料に対する需要は、歴史や文学に関するものが多かったため、伝統的に、この分野の資料を優先的に収集してきたという経緯があります。

なお、『朝鮮王朝実録』については、2005年12月、国史編纂委員会がインターネット上での提供を開始し、無料で、閲覧および検索ができるようになりました。

○日本関係の資料

近年、我が国では、「韓流」ブームもあり、韓国が多くの人々の関心を集めるようになった一方、韓国の日本に対する関心は、以前から強く、日本に関する数多くの図書が出版されてきました。当館では、日本に関係する資料については、言語を問わず収集するという方針があり、その一環として、韓国で出版された日本に関係する資料についても、積極的な収集を行っています。

朝鮮語資料の収集に当たっては、参考図書類に重点を置く一方、研究書等の収集は基本的なものにとどめていますが、日本関係については、その例外として、各分野の研究書等も数多く所蔵しています。

内容的には、政治、経済、社会、文化、歴史等、多岐に渡りますが、中でも、これまでの日本と韓国の関係から、日本の植民地支配に関する資料が多くなっています。また、最近の資料で目を引くものとしては、2005年8月に公開された、日韓基本条約締結とその交渉に関する外交文書である『韓日会談請求権関連文書』（全94巻）があります。

また、綿矢りさ『蹴りたい背中』のように、日本でベストセラーになった小説の翻訳もあります。小説に限らず、韓国では、日本で話題になった本の翻訳が数多く出版されており、そういった資料についても収集しています。

大百科事典』(全30巻)があります。2004年に出版された簡略本には、本編にはない項目も掲載されています。このほか、社会、人文、自然の各分野の辞典・事典を幅広く所蔵しています。中には、『韓国映画俳優事典』『キムチ百科事典』といったものもあります。

北朝鮮で発行された辞典・事典としては、『経済辞典』『歴史辞典』『農業百科事典』『高麗医学大百科』や、韓国と共同制作された、北朝鮮の地理を網羅している『朝鮮郷土大百科』などを所蔵しています。

辞書も多様なものがあります。韓日・日韓辞典はもちろん、国立国語研究院(現・国立国語院)が編纂した韓国最大の国語辞典である『標準国語大辞典』や、北朝鮮で発行された『朝鮮語大辞典』をはじめとする国語辞典などがあります。

図鑑も各種、所蔵しています。動物・植物図鑑のほか、鳥類や魚類、昆虫など、生物の種類ごとの図鑑もあります。

基本的な書誌・目録についても、所蔵しています。ただし、韓国の図書館の蔵書などは、最近ではインターネットで検索できるため、韓国国立中央図書館の『大韓民国出版物総目録』や韓国国会図書館の『韓国博士および碩学位論文総目録』も、冊子体では発行されなくなっています。

○白書・統計・年鑑類

行政機関や地方自治体が発行している白書や統計類、新聞社などが発行する年鑑類について、400を超えるタイトルを継続して収集しています。関西館開館時には265タイトルでしたから、この4年で大幅に増加したことになります。この背景には、韓国では出版される資料が多様化し、白書・統計・年鑑類についても、その種類が増えたことや、いかなる資料が出版されているかについての情報の把握に努め、これらの資料の充実を図ってきたことがあります。

行政機関が発行している白書には、政策の動向や社会の実情などがまとめられています。主要な行政機関が発行しているもののほか、地方自治体が発行している市政・道政白書も、特別市、広域市、道レベルについては、網羅的な収集に努めています。

統計については、統計庁の『韓国統計年鑑』や韓国銀行の『経済統計年報』など、種々の指標がまとまっている資料のほか、税、金融、人口、貿易、女性、教育などの分野別統計や、各地域や産業別の統計についても所蔵しています。統計に関する参考文献は多く、最新のデータのみならず、過去のデータを遡って調べる上での需要もありますので、継続的に収集するようにしています。

また、最近では、会社情報に関する問い合わせも増えていきます。会社情報については、韓国最大の経済紙である「毎日経済」を発行する毎日経済新聞社の『会社年鑑』のほか、ベンチャー企業について分かる『韓国ベンチャー企業年鑑』なども所蔵しています。

このほか、年鑑類としては、新聞社・通信社が発行する、その年のニュースや出来事などがまとめられているものをはじめ、各業界紙の新聞社などから発行されている広告、食品、レジャー、電力、鉄鋼、機械、情報通信、出版など、各産業に関する年

【連載目次】

1. 科学技術資料—はじめに (538号)
2. 洋雑誌 (539号)
3. 国内博士論文 (540号)
4. 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 (541号)
- 5～9. 科学技術資料—海外博士論文ほか (542号)～(546号)
10. アジア資料—中国語資料 (547号)
11. **アジア資料—朝鮮語資料 (本号)**
12. アジア資料—諸地域資料 (次号)
13. アジア資料—アジアの新聞

<はじめに>

近年、韓国は、世界経済の中で存在感を増し、また、北朝鮮問題をはじめとして、朝鮮半島が国際政治においてクローズアップされる機会が増えています。

朝鮮半島に関する多様な情報ニーズに対応するため、アジア情報課では、朝鮮語資料の充実に努めています。ここでは、関西館で所蔵している朝鮮語資料について、紹介します。

なお、北朝鮮で発行されている資料について、当館では、現在では入手が極めて困難な資料についても、数多く所蔵しています。ただし、韓国の資料に比べ出版点数が少ないため、ここで紹介する資料も、韓国のものが中心になることをあらかじめお断りしておきます。

<所蔵資料>

関西館アジア情報課で所蔵している朝鮮語資料は、現在、図書約22,000冊、雑誌・年鑑類約2,300タイトル、新聞約110紙です。このうち、雑誌・年鑑類は約850タイトル、新聞は36紙を、現在も継続して収集しています。

<おもな資料>

○参考図書類

朝鮮語資料の収集に当たっては、韓国や北朝鮮に関する参考図書類を、分野を問わず広く収集することを第一の目標としています。具体的には、辞典・事典や辞書、図鑑、書誌・目録があります。

百科事典は、韓国のものとしては、韓国精神文化研究院（現・韓国学中央研究院）の『韓国民族文化大百科事典』（全28巻）があります。約65,000の見出し語を収録し、参考文献も付されており、レファレンスで役立つ資料です。北朝鮮については、『朝鮮

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

利用できる人 どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館時間 9:30～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、
年末年始（35頁参照）、資料整理休館日（第3水曜日）

休室日 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報

平成18年11月号 (No.548)

発行所	国立国会図書館	平成18年11月20日発行	定価231円 (税込、送料別)
編集 責任者	矢部 明 宏	印刷所 発売元	有隣堂印刷株式会社
〒100-8924	東京都千代田区永田町1-10-1	〒140-0004	東京都品川区南品川6-2-10
	電話 03 (3581) 2331 (代表)		電話 03 (5479) 8721 (代表)
	FAX 03 (3597) 5617		FAX 03 (5479) 8720
	E-mail geppo@ndl.go.jp		E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> - 「刊行物」 - 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用

本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 548 November 2006

CONTENTS

<i>Conseils pour former une bibliotheque : peu nombreuse mais choisie</i> by J.H.S. Formey (1750) (Random notes on rare books, 465)	
Libraries - Dynamic Engines for the Knowledge and Information Society : World Library and Information Congress - Participating in the 72nd IFLA General Conference Part 1 : Pre-conference "Preservation and conservation in Asia" and others	1
Pre-conference of IFLA 2006 Seoul "Preservation and conservation in Asia"	2
Satellite meeting "Resource Sharing, Reference and Collection Development in a Digital Age - a practical approach" - Tomoko Kitagawa	8
Satellite meeting "Scholarly Information on East Asia in the 21st Century"	9
Professional tour	10
Visiting maps & map related libraries of the U.S.Miyuki Tsuda	14
Training program on digitization FY2006	18

Tidbits of information on NDL - personnel exchanges	11
NDL News	12
Books not commercially available	19
Monthly official report	20
Publications from NDL	31
Visitors to NDL	31
Collections of the Kansai-kan (11)	40

< Announcement >	
Discontinuance of copying and interlibrary loan services via the NACSIS-ILL and the National Union Catalog Network	33
Small exhibition at the Kansai-kan "Robots assisting humans - robots for medicine and welfare"	34
Special exhibition "The 100th anniversary of the former Imperial Library building"	34
Library closure at the year-end and New Year	35

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo